

**令和3年度  
包括外部監査結果報告書  
【概要版】**

**<テーマ>**

**農林水産行政に関する財務事務の執行  
及び事業の管理について**

**兵庫県包括外部監査人  
公認会計士 高橋 潔弘**

## 目 次

### 第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査の着眼点及び実施した手続	2
1. 監査の着眼点	2
2. 実施した手続	3
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	3
1. 監査対象の選定方法	3
2. 監査の概要	6
VII. 監査の実施期間及び補助者	9
1. 監査の実施期間	9
2. 補助者	9
VIII. 利害関係	9

### 第2章 県の農林水産行政の概要

I. 県の農林水産行政の現状	10
1. 県の農林水産行政の現状	10
2. ひょうご農林水産ビジョン	13
II. 農林水産行政を所管する組織概要	18
1. 農政環境部の組織概要	18
2. 農林水産技術総合センターの組織概要	18
3. 兵庫みどり公社の組織概要	18
4. ひょうご豊かな海づくり協会の組織概要	18

### 第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	19
II. 監査項目別の指摘事項及び意見の数	36
III. 指摘事項及び意見一覧表	38

# 第 1 章 包括外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

「農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

## III. 事件を選定した理由

「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月）によると、生産農業所得の増加や農林水産物・食品の輸出拡大、若者の新規就農といった成果が現れてきている一方、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP（環太平洋パートナーシップ）等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜の伝染性疫病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されるとあり、近年、我が国の農林水産業を取り巻く環境は大きく変化している。

そのような状況の中、兵庫県（以下、「県」という。）では、平成 28 年 3 月に「**ひょうご農林水産ビジョン 2025**」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）を策定している。この中で、「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開 ～平成の御食国ひょうごの創造を目指して～」をめざす姿と位置づけ、その実現に向けた施策の基本方向として挙げられた①需要に応える農業の競争力強化と持続的発展、②木材の有効利用と森林の保全・再生、③豊かな海の再生と水産業・浜の活性化、④新たな価値創出による需要の開拓、⑤活力ある農村（むら）づくりの推進、⑥食と「農」に親しむ楽農生活の推進に沿った各種施策を令和 2 年度まで推進してきたところである。そして、令和 3 年 3 月には、今後 10 年間の施策推進の指針となる新たなビジョンとして、「ひょうご農林水産ビジョン 2030」を策定し、これに基づきポストコロナ時代の農林水産行政を推進することとしている。

県の農林水産費は、令和 2 年度当初予算において 92,134 百万円と全体の 4.6%を占める歳出予算が編成されている。県の農林水産行政で展開される施策は、「農業」「林業」「水産業」の発展を目的とするものに加え、県内各地の農山漁村の活性化や、県民が気軽に食と「農」に親しむライフスタイルである楽農生活の推進を図る目的のものなど、その内容は多岐にわたり、その中で、数多くの**委託事業、貸付事業及び補助事業**等が実施されている。そのため、県における農林水産行政に関する各事業は大変

重要なものであるとともに、**それらが、経済的、効率的に実施されているか**という点に関する県民の関心は高い。

また、県では、農林水産行政に係る試験研究機関として、**兵庫県立農林水産技術総合センター**（以下、「農林水産技術総合センター」という。）が設置されており、その**運営が適切に行われ、試験研究が効果的、効率的に実施されているか**という点は重要であるとともに、指定管理者制度が導入されている施設については、**指定管理者による効果的、効率的な運営と県による適切なモニタリングが行われているか**が鍵となる。さらには、県は、農林水産行政を推進する上で、農林水産業に係る**外郭団体**に対して様々な業務の委託、補助金の交付等を行っているが、県の農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、**外郭団体のあり方を改めて見つめ直すべき時期が来ている**と考えられる。

県における農林水産業は、我々にとって欠かすことのできない「衣食住」の「食」や「住」に重要な影響を及ぼすものであるとともに、県土の適切な保全、水源の涵養、魅力ある景観の形成等、広く県民の生活に関わる産業であるが、その一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県は引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されることから、**農林水産行政に係る各事業の有効性、効率性等を監査することは大きな意義がある**と考えられるため、特定の事件として選定した。

#### IV. 監査の対象期間

原則として令和2年度（必要に応じて、令和元年度以前の各年度及び令和3年度についても対象とした。）。

#### V. 監査の着眼点及び実施した手続

##### 1. 監査の着眼点

- (1) 農林水産行政に関する補助事業、貸付事業、委託事業等の各事務は経済的、効率的に実施されているか。
- (2) 農林水産行政に関する補助事業、貸付事業、委託事業等の各事業は、その目的としている成果又は効果を適切にあげているか。また、各事業の成果又は効果に対して、適切なモニタリングは行われているか。
- (3) 農林水産行政に関する資産は、適切な管理のもとで、有効に利用されているか。
- (4) 農林水産行政に関連する試験研究機関及び指定管理施設は、経済的、効率的に運営されているか。
- (5) 農林水産行政を取り巻く環境が変化する中、公益社団法人兵庫みどり公社

(令和3年4月1日付で、公益社団法人ひょうご農林機構へ組織変更。以下、「兵庫みどり公社」という。)を始めとする、県の農林水産業に係る外郭団体のあり方をどのようにすべきか。

## 2. 実施した手続

- (1) 農政環境部及び監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

## VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

### 1. 監査対象の選定方法

監査対象事業の選定に際しては、農林水産行政を所管する農政環境部より令和2年度の事業一覧を入手し、当初予算額が100百万円以上という金額的重要性を原則的な基準としつつ、包括外部監査人が必要と認めた事業(例:金額的重要性に基づき選定した事業名称と類似している事業など)についても追加で監査対象として選定した。その結果、**当包括外部監査では、60の事業(農業:23、畜産業:3、林業:28、水産業:6)を対象としている。**

なお、後述のとおり、当包括外部監査では、監査対象事業を所管する農政環境部(各課)へのヒアリング等に加え、県民局、試験研究機関、外郭団体での現地調査を行っている。**現地調査の際には、監査対象事業の他、各往査先の事務の執行状況等に関して、可能な限り広範に監査を実施している。**

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン2025 の関連項目
1	農業	総合農政	地域農林漁業確立推進費	「農」イノベーションひょうご推進事業	115,392	新たな需要や市場の積極的な開拓
2	農業	総合農政	楽農生活推進費	兵庫みどり公社運営費補助(楽農生活推進費)	35,868	「農」への積極的な関わりの推進
3	農業	総合農政	中山間地域対策推進費	中山間地域等直接支払交付金	760,596	集落の活性化と雇用・所得の拡大
4	農業	総合農政	農業技術センター維持運営及び試験研究費	農業技術センター維持運営及び試験研究費	814,945	
				(全体的経費、本所)	504,313	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
				(北部、淡路)	310,632	畜産物のブランド力と生産力の強化

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
5	農業	総合 農政	森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	32,859	林業の収益性向上
6	農業	総合 農政	水産技術センター維持運営及び試験研究費	水産技術センター維持運営及び試験研究費	275,556	水産資源の増殖・適正管理
7	農業	農業 経営	農村青少年活動促進費	新規就農者確保事業	465,002	多様な担い手の育成・確保
8	農業	農業 経営	農村地域農政総合推進事業費	人・農地プラン・農地集積促進事業	16,524	農地の集積・集約化と農業用水の確保
9	農業	農業 経営	農村地域農政総合推進事業費	人・農地プラン・農地集積促進事業	302,000	農地の集積・集約化と農業用水の確保
10	農業	農業 経営	水田営農活性化対策事業費	経営所得安定対策直接支払推進事業	271,200	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
11	農業	農業 経営	自作農財産管理業務費	自作農財産管理業務費	114,482	農林水産施策の総合的推進
12	農業	農業 経営	農地利用調整費	農業委員会交付金	231,414	農林水産施策の総合的推進
13	農業	農業 経営	農地利用調整費	農業委員会補助金	63,191	農林水産施策の総合的推進
14	農業	農業 経営	農地中間管理事業費	兵庫みどり公社運営費補助(農地中間管理事業費)	63,717	多様な担い手の育成・確保
15	農業	農業 経営	農地中間管理事業費	農地中間管理機構集積等支援事業	162,650	多様な担い手の育成・確保
16	農業	農業 改良	農業改良普及センター運営費	農業改良普及センター運営費	105,726	農林水産施策の総合的推進
17	農業	農地 整備	公共事業土地改良費(非公共)	多面的機能推進事業(国庫分)	2,056,680	集落の活性化と雇用・所得の拡大
18	農業	農産 園芸	主要農作物生産・供給対策費	主要農作物競争力強化対策事業(整備事業)	312,650	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
19	農業	農産 園芸	野菜振興対策費	野菜産地総合整備対策事業	135,000	野菜等園芸作物の生産拡大
20	農業	農産 園芸	野菜振興対策費	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	267,327	野菜等園芸作物の生産拡大
21	農業	農産 園芸	野菜振興対策費	次世代施設園芸モデル普及拡大支援事業	183,393	野菜等園芸作物の生産拡大
22	農業	農産 園芸	花き果実特産振興対策費	県立公園あわじ花さじき整備事業	6,166	「農」を支える交流・定住の促進
23	農業	農産 園芸	花き果実特産振興対策費	県立公園あわじ花さじき管理運営費	107,470	「農」を支える交流・定住の促進
24	畜産	畜産	肉畜振興対策費	但馬牛改良推進対策事業(優秀種雄牛造成対策費)	34,215	畜産物のブランド力と生産力の強化
25	畜産	畜産	但馬牧場公園管理運営費	但馬牧場公園管理運営費	91,290	「農」を支える交流・定住の促進
26	畜産	畜産	家畜衛生対策費	家畜防疫事業費	29,664	畜産物のブランド力と生産力の強化
27	林業	林務	林業労働対策費	森林組合機能強化資金貸付金	800,000	林業の収益性向上
28	林業	林務	林業労働対策費	森林組合等経営基盤強化対策事業	2,226	林業の収益性向上
29	林業	林務	林業労働対策費	兵庫県立森林大学校運営費(教務手当)	2,193	林業の収益性向上

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
30	林業	林務	林産流通指導費	木材産業等高度化推進事業	780,026	林業の収益性向上
31	林業	林務	林産流通指導費	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	100,000	林業の収益性向上
32	林業	林務	林産流通指導費	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	26,760,020	新たな需要開拓による県産木材の利用促進
33	林業	林務	農林水産資金特別会計へ繰出	兵庫みどり公社事業資金利子補給費	199,597	その他経費（繰出金・積立金等）
34	林業	林務	針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業費	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	295,205	森林の多面的機能の維持・向上
35	林業	林務	森林整備推進費	兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）	23,656	林業の収益性向上
36	林業	林務	森林環境基金積立金	森林環境基金積立金	188,000	その他経費（繰出金・積立金等）
37	林業	林務	森林環境対策費	県立森林大学校活用市町職員養成講座	23,521	森林の多面的機能の維持・向上
38	林業	豊かな森	県民緑基金積立金	県民緑基金積立金	2,570,663	その他経費（繰出金・積立金等）
39	林業	豊かな森	災害に強い森づくり推進費	緊急防災林整備事業（第3期）	705,349	森林の多面的機能の維持・向上
40	林業	豊かな森	災害に強い森づくり推進費	野生動物共生林整備事業（第3期）	327,433	森林の多面的機能の維持・向上
41	林業	豊かな森	県有環境林特別会計へ繰出	公債費特別会計へ繰出	6,668,969	その他経費（繰出金・積立金等）
42	林業	豊かな森	農林水産資金特別会計へ繰出	みどり公社事業資金利子補給（くらしを支える森づくり）	22,550	その他経費（繰出金・積立金等）
43	林業	治山	里山防災林整備事業費	里山防災林整備事業費（第3期）	536,852	森林の多面的機能の維持・向上
44	林業	治山	県単独林道事業費	県単独林道事業（開発型（過疎代行））	30,000	林業の収益性向上
45	林業	治山	県単独林道事業費	県単独林道事業（改良型）	244,400	林業の収益性向上
46	林業	治山	県単独治山事業費	県単独治山事業	201,600	森林の多面的機能の維持・向上
47	林業	治山	県単独治山事業費	県単独治山事業助成費	56,600	森林の多面的機能の維持・向上
48	林業	治山	県単独治山緊急自然災害防止対策事業費	県単独緊急治山事業（緊急自然災害防止対策）	100,000	森林の多面的機能の維持・向上
49	林業	治山	県単独緊急防災事業費	県単独治山ダム緊急整備事業	780,000	森林の多面的機能の維持・向上
50	林業	治山	県単独山地防災緊急自然災害防止対策事業費	県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）	1,290,000	森林の多面的機能の維持・向上
51	水産	海づくり	水産業振興対策費	全国豊かな海づくり大会準備費	46,089	水産資源の増殖・適正管理
52	水産	海づくり	水産業振興対策費	全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	60,827	水産資源の増殖・適正管理
53	水産	水産	但馬水産事務所維持運営費	但馬水産事務所庁舎建替整備事業	259,221	水産資源の増殖・適正管理
54	水産	水産	農林水産資金特別会計へ繰出	農林水産資金特別会計へ繰出	147,023	その他経費（繰出金・積立金等）

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
55	水産	水産	栽培漁業センター管理運営費	栽培漁業センター管理運営費	216,249	水産資源の増殖・適正管理
56	水産	漁港	県単独漁港緊急自然災害防止対策事業費	日本海津波防災インフラ計画(緊急自然災害防止対策)	680,000	浜の活力の向上
57	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	狩猟期シカ捕獲拡大事業	174,000	野生動物の管理や被害対策の推進
58	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	鳥獣害防止総合対策事業	723,974	野生動物の管理や被害対策の推進
59	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	シカ丸ごと一頭活用大作戦	170,298	野生動物の管理や被害対策の推進
60	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	兵庫県立総合射撃場(仮称)整備事業	1,744,448	野生動物の管理や被害対策の推進

## 2. 監査の概要

当年度の包括外部監査の概要は、以下のとおりである。なお、現地調査及び現地視察に当たっては、それらを効果的に、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類等を記載した往査計画書を事前に県に提出した上で、補助者の中から1～3名を選定し、包括外部監査人とともに往査を実施した(包括外部監査人は全ての対象先に往査を実施)。当日は、往査計画書に従って、書類等の確認、担当者へのヒアリング等を実施し、夕方(往査期間が2日間の場合は最終日の夕方)に、講評及びそれに関する担当者との意見交換を実施した。また、外郭団体及び指定管理者の現地調査時は、県の職員が数名立ち会っている。

### (1) 県農政環境部・県民局

監査を実施するに際しては、監査対象事業を所管する**県農政環境部の各課**へのヒアリング等に加え、監査対象事業の関係書類の閲覧、工事現場の視察等を通じて、事業を実施する各県民局農林水産振興事務所の財務事務の執行及び事業の管理状況を把握する必要があると判断したことから、県内の県民局・県民センターの中から各事業の実施状況、地域性等を考慮し、**但馬県民局**(豊岡農林水産振興事務所、但馬水産事務所、朝来農林振興事務所)、**北播磨県民局**(加東農林振興事務所)、**淡路県民局**(洲本農林水産振興事務所)、**西播磨県民局**(光都農林振興事務所)を選定し、現地調査を実施した。また、但馬県民局(但馬水産事務所)での現地調査の際には、**漁港緊急自然災害防止対策事業の工事現場の視察**を、北播磨県民局(加東農林振興事務所)及び西播磨県民局(光都農林振興事務所)での現地調査の際には、**緊急防災林整備事業・林道事業・治山事業の工事現場の視察**を実施した。



## (2) 試験研究機関

監査対象事業として農林水産技術総合センターに関連する事業が選定されたが、県の農林水産業を支える試験研究機関として農林水産行政における重要な役割を担っていることから、**農林水産技術総合センター（総務部、企画調整・経営支援部、農業技術センター、畜産技術センター、森林林業技術センター、但馬水産技術センター）**<sup>(注)</sup>での現地調査及び関連する研究施設の視察を実施した。なお、但馬水産技術センターでの現地調査の際には、漁業調査船「たじま」の視察も実施した。

(注) 総務部、企画調整・経営支援部、農業技術センター、畜産技術センターについては、以下、「本所」という。

## (3) 外郭団体

監査対象事業として兵庫みどり公社及び公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会（以下、「ひょうご豊かな海づくり協会」という。）に関連する事業が選定されたが、県の農林水産業を支える外郭団体として農林水産行政における重要な役割を担っていることから、**兵庫みどり公社及びひょうご豊かな海づくり協会**での現地調査を実施した。なお、ひょうご豊かな海づくり協会での現地調査の際には、栽培漁業関連施設の視察を実施した。

## (4) 指定管理施設

監査対象事業として、兵庫県立但馬牧場公園（以下、「但馬牧場公園」という。）及び兵庫県立公園あわじ花さじき（以下、「あわじ花さじき」という。）に関連する事業が選定されたが、両施設はともに指定管理者制度が導入されている施設である。**指定管理者（但馬牧場公園：新温泉町、あわじ花さじき：公益財団法人兵庫県園芸・公園協会**（以下、「兵庫県園芸・公園協会」という。))による指定管理施設の運営状況及び関連資料の確認を実施する必要があると判断したことから、各指定管理者の管理事務所での現地調査を実施するとともに、関連する指定管理施設の視察を実施した。

### 【往査対象とした県民局及び監査の実施状況】

県民局名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
但馬県民局	豊岡農林水産振興事務所	豊岡市幸町7-11	3人	9月14日
但馬県民局	但馬水産事務所	美方郡香美町香住区境1126-5	3人	9月15日
但馬県民局	朝来農林振興事務所	朝来市和田山町東谷213-96	2人	9月16日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	加東市社字西柿1075-2	3人	9月24日
淡路県民局	洲本農林水産振興事務所	洲本市塩屋2-4-5	2人	10月21日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都2-25	3人	11月4日 11月5日

**【往査対象とした試験研究機関及び監査の実施状況】**

試験研究機関名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
農林水産技術総合センター	但馬水産技術センター	美方郡香美町香住区境 1126-5	3人	9月15日
農林水産技術総合センター	本所	加西市別町南ノ岡甲 1533	2人	10月25日 10月26日
農林水産技術総合センター	森林林業技術センター	宍粟市山崎町五十波 430	2人	10月27日

**【往査対象とした外郭団体及び監査の実施状況】**

外郭団体名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
ひょうご豊かな海づくり協会	本部	明石市二見町南二見 22-23	3人	9月22日
兵庫みどり公社	本部	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	4人	9月27日 9月28日

**【往査対象とした指定管理施設及び監査の実施状況】**

指定管理施設	指定管理者	所在地	往査人数	往査日
但馬牧場公園	新温泉町	美方郡新温泉町丹土 1033	3人	9月13日
あわじ花さじき	兵庫県園芸・公園協会	淡路市楠本 2805-7	2人	10月22日

**【視察対象とした事業（工事現場）及び視察の実施状況】**

県民局名	事務所名	事業（工事現場）名	往査人数	往査日
但馬県民局	但馬水産事務所	漁港緊急自然災害防止対策事業（香美町）	3人	9月15日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	緊急防災林整備事業（斜面）（黒田庄町門柳）	3人	9月24日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	緊急防災林整備事業（溪流）（西安田）	3人	9月24日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	林道事業（宍粟市一宮町東河内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（宍粟市一宮町公文（川向イ）地内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（宍粟市波賀町谷地内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（佐用郡佐用町多賀地内）	3人	11月4日

## Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

### 1. 監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年2月25日まで

### 2. 補助者

公認会計士	坂井浩史
公認会計士	中原純一
公認会計士	成田将吾
公認会計士	材井貴士
公認会計士	井原文彦
公認会計士	濱谷慶史
公認会計士	喜多村広作
日本公認会計士協会準会員	平野雅士
日本公認会計士協会準会員	河合博之

## Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書(概要版)は、農林水産行政に関係する予算及び決算関係書類、外郭団体の決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

(注2) 本報告書(概要版)に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注3) 本報告書(概要版)における表及び図は、県から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。

(注4) 原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。

(注5) これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

## 第2章 県の農林水産行政の概要

### I. 県の農林水産行政の現状

#### 1. 県の農林水産行政の現状

##### (1) 県の農林水産業の概況（全体）

県は、「摂津（神戸・阪神）」「播磨」「但馬」「丹波」「淡路」の5つの地域で構成されており、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根差した様々な農林水産業が営まれている。生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も数多く存在しており、特に、農産物では山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）、水産物では、シラス、ノリ養殖、ズワイガニ、ハタハタ、ホタルイカが全国1位を誇っている。

##### 【全国上位を占める主な農林水産物】

項目		生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
米	山田錦〔酒米〕（出荷量）	20,439 t	59.3%	1	播磨地域
豆	丹波黒〔黒大豆〕（収穫量）	890 t	39.5%	1	丹波・播磨地域
野菜	たまねぎ（収穫量）	100,100 t	7.6%	3	淡路地域
	レタス（収穫量）	30,100 t	5.2%	5	淡路地域
	しゅんぎく（収穫量）	1,410 t	5.2%	6	神戸・阪神地域
	はくさい（収穫量）	21,100 t	2.4%	10	淡路地域
	キャベツ（収穫量）	29,300 t	2.0%	11	淡路・神戸地域
果実	いちじく（収穫量）	1,590 t	12.3%	3	神戸・阪神地域
	びわ（収穫量）	183 t	5.3%	6	淡路地域
	くり（収穫量）	364 t	2.3%	10	丹波・播磨地域
花き	カーネーション（出荷量）	19,400 千本	8.7%	4	淡路地域
	花壇用苗もの類（出荷量）	27,100 千本	4.7%	4	神戸・播磨地域
畜産物	生乳（生産量）	78,054 t	1.1%	14	淡路・播磨地域
	肉用牛（飼養頭数）	55,700 頭	2.2%	10	淡路・播磨・但馬地域
	鶏卵（生産量）	88,611 t	3.4%	11	播磨地域
	ブロイラー（出荷羽数）	12,760 千羽	1.8%	12	但馬地域
	はちみつ（生産量）	75,863 kg	2.6%	14	播磨・阪神地域
水産物	シラス（漁獲量）	9,437 t	18.7%	1	瀬戸内海
	イカナゴ（漁獲量）	1,715 t	11.6%	2	瀬戸内海
	ノリ養殖（収穫量）	68,225 t	25.0%	1	瀬戸内海

項目		生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
水産物	ズワイガニ（漁獲量）	1,159 t	27.8%	1	日本海
	ハタハタ（漁獲量）	1,181 t	25.0%	1	日本海
	ホタルイカ（漁獲量）	3,072 t	59.8%	1	日本海
	タコ類（漁獲量）	1,061 t	2.9%	4	瀬戸内海
	カレイ類（漁獲量）	2,467 t	6.0%	4	日本海・瀬戸内海
	ベニズワイガニ（漁獲量）	1,965 t	13.9%	5	日本海
	マダイ（漁獲量）	1,344 t	8.4%	4	瀬戸内海
	カキ（漁獲量）	8,652 t	4.9%	4	瀬戸内海

（出典：ひょうごみどり白書 2020）

## （２）農業の状況

県の農業産出額は1,544億円（平成30年・全国21位）となっている。平成22年度頃までは減少傾向を辿っていたものの、園芸施設や機械化、生産基盤等の整備、但馬牛・神戸ビーフの生産拡大等により、増加傾向に転じている。

県の総農家数は81,416戸（平成27年・全国3位）となっている。総農家数は減少の一途を辿っており、20年前と比較して約3分の2に減少している。特に、県の農家の大部分を占めていた販売農家数の減少は顕著であり、20年前と比較して約半減している。

県の畜産業の産出額は604億円（平成30年）となっており、家畜別では、肉用牛が184億円、乳用牛が115億円、豚が14億円、鶏が289億円となっている。畜産業産出額は、平成28年までは増加傾向で推移していたもの、直近では減少に転じている。

### 【農業産出額の推移】

（単位：億円）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
兵庫県	2,327	2,216	2,030	1,676	1,501	1,445	1,476	1,608	1,690	1,634	1,544

### 【農家数の推移】

（単位：戸、経営体（%））

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数 <sup>（注1）</sup>	124,823	114,523	104,990	95,499	81,416
自給的農家数 <sup>（注2）</sup>	38,522 (30.9)	36,909 (32.2)	39,886 (38.0)	38,706 (40.5)	34,585 (42.5)
販売農家数 <sup>（注3）</sup>	86,301 (69.1)	77,614 (67.8)	65,104 (62.0)	56,793 (59.5)	46,831 (57.5)

- (注1) 自給的農家と販売農家の合計  
 (注2) 経営耕地面積 30a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額 50 万円未満の農家  
 (注3) 経営耕地面積 30a 以上又は調査期日前1年間における農作物販売金額 50 万円以上の農家  
 (注4) 平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度の総農家数、自給的農家の単位は戸、販売農家の単位は経営体  
 (注5) 括弧内は構成比

### 【畜産業産出額の推移（白書ベース）】

(単位：億円)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 国	32,531	31,303	25,204	24,596	25,057	25,525	27,092	31,179	31,626	32,522	32,129
兵庫県	856	806	610	554	485	504	506	621	679	627	<b>604</b>

(出典：生産農業所得統計（暦年）)

### (3) 林業の状況

県の森林面積は 560,148ha（平成 30 年度・全国 14 位）となっている。民有林の 42%（221,418ha）をスギ、ヒノキ等の人工林で占めており、その内、伐採して利用が可能とされる 46 年生（10 齢級）以上の森林が 75%を占めている。県内の民有林の蓄積数量（森林における立木の材積の総量）は増加の一途を辿っており、過去 30 年間で約 2 倍に増加していることから、**県内の森林資源が大幅に増加してきていることが分かる。**

県の林業産出額は 37.9 億円（平成 30 年・全国 30 位）となっており、昭和 60 年度と比較すると約 70%減少しているが、**近年は横這いの状態**となっている。

県内の林業労働者は 794 人（平成 30 年度末現在）であり、昭和 60 年と比較して約 74%減少している。また、林業労働者の内、約 4 分の 1 が 60 歳以上の高齢労働者である。

### 【民有林の蓄積数量の推移】

(単位：千m<sup>3</sup>)

項目	昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人工林	32,493	41,215	50,145	58,593	66,857	74,427	80,878	82,101	83,302	84,435
天然林	29,171	30,670	31,649	31,484	32,685	33,784	33,781	33,938	34,077	34,185
県計	61,664	71,885	81,794	90,077	99,542	108,211	114,659	116,039	117,378	118,620

### 【林業産出額の推移】

(単位：千万円)

項目	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
林業産出額	1,251	1,174	873	534	302	304	378	380	409	379

### 【林業労働者】

(単位：人)

項目	昭和 60年度	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
林業労働者	3,109	2,275	1,724	1,485	1,218	1,058	834	815	821	794

#### (4) 水産業の状況

県の漁業産出額は約 523 億円（平成 30 年度・全国 8 位）となっており、昭和 60 年度と比較すると約 16%減少しているが、近年は若干回復傾向となっている。

県内の漁業就業者数は 4,840 人（平成 30 年度末現在）であり、昭和 63 年度と比較して約 42%減少しており、また、高齢化率は 41%（平成 30 年度末現在）となっており、漁業就業者の高齢化は年々進行していることが分かる。

### 【漁業産出額の推移】

(単位：百万円)

項目	昭和 60年度	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
漁業産出額	62,448	66,281	60,889	55,382	48,227	42,120	44,821	51,120	49,868	52,292
内、瀬戸内海	47,044	52,837	49,656	44,961	38,792	33,879	35,688	41,539	39,637	42,334
内、日本海	15,404	13,444	11,232	10,421	9,435	8,241	9,133	9,581	10,231	9,958

### 【漁業者数の推移】

(単位：人)

項目	昭和 63年度	平成 5年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 30年度
漁業就業者数	8,375	7,704	7,096	6,452	6,288	5,334	4,840
高齢者率 (%)	23%	32%	39%	43%	42%	42%	41%

(※) 高齢者率は 60 歳以上を対象

## 2. ひょうご農林水産ビジョン

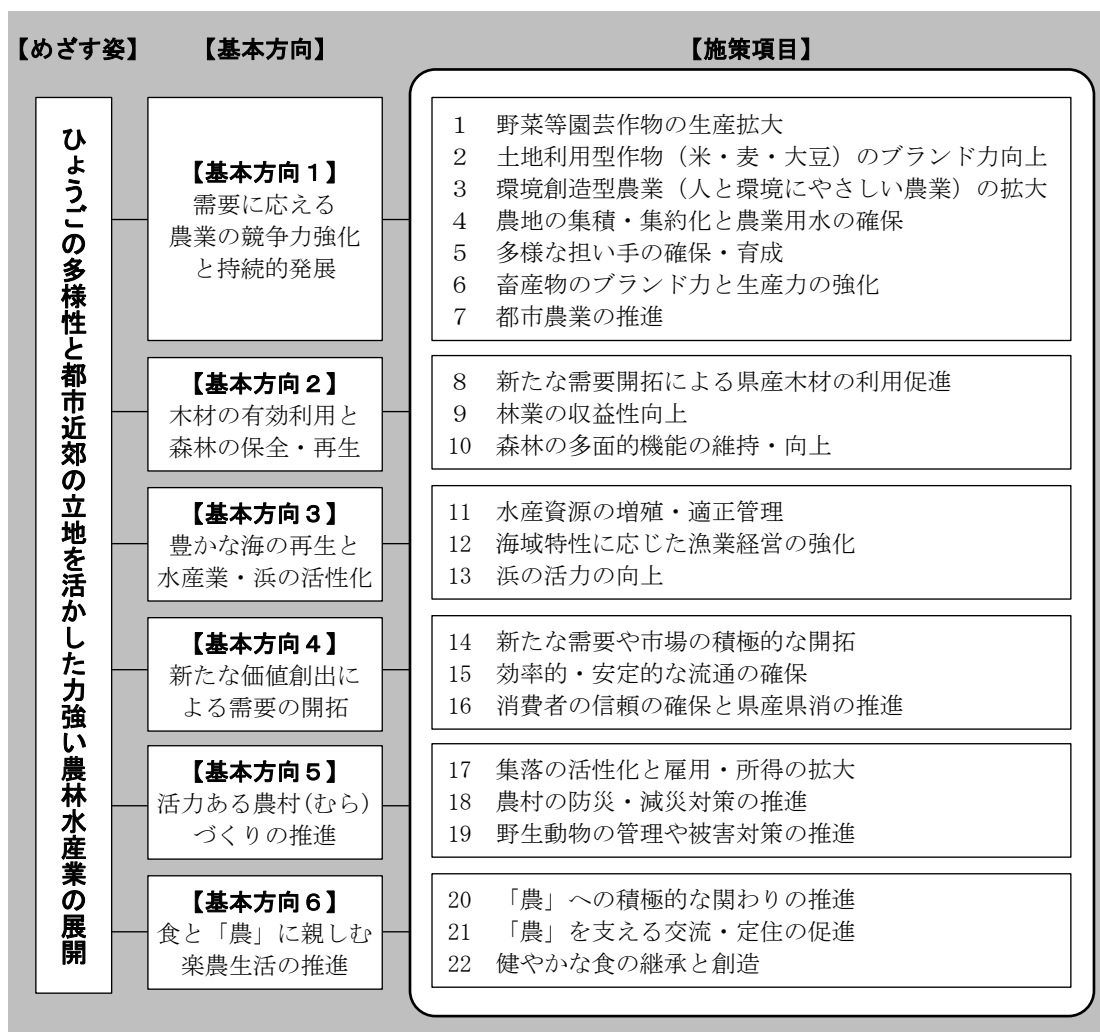
### (1) 「ひょうご農林水産ビジョン 2025」の概要

県は、平成 24 年 3 月に「ひょうご農林水産ビジョン 2020」を策定し、これに基づき、県民の参画と協働により、農林水産振興施策を総合的に推進してきた。

しかし、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展、産業としての農林水産業の脆弱化が一層進展、管理が行き届かない森林・農地・農業用施設の被災リスクの増大、大幅な構造改革を図る国の農政改革など、農林水産業・農山漁村をめぐる大きな情勢変化が進んでいることから、平成 28 年 3 月にこれを改訂し、新たに「**ひょうご農林水産ビジョン 2025**」を策定した。これは、「21 世紀兵庫長期ビジョン」の農林水産業・農山漁村に関わる分野別ビジョンとして、県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、全ての県民の食と「農」に関する行動指針となるものであり、**計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度（2025 年度）の 10 年間**とされている。

「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、「**ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開 ～平成の御食国ひょうごの創造をめざして～**」を 2025 年を想定した農林水産業・農山漁村の**めざす姿**とし、その実現に向けた以下の施策の**6 つの基本方向**と**22 の施策項目**を定めている。

### 【ビジョンの施策体系】





そして、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、総括的な指標として**農業産出額、林業・木材産業産出額、漁業産出額**の数値目標を下表のとおりを設定し、その上で、各施策の成果指標を個別に設定している。

(単位：億円)

項目	起点 (①)	中間年度 (②)	最終年度 (③)	増減額 (④=③-①)	増減率 (④÷①)
	平成 25 年度	令和 2 年度	令和 7 年度		
農業産出額	1,476	1,560	1,585	109	7.4%
林業・木材産業産出額	516	540	570	54	10.5%
漁業産出額	383	470	480	97	25.3%

## (2) 農林水産施策の進捗状況

「ひょうごみどり白書 2020」では、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」に基づく農林水産施策の取組状況が以下のとおり評価、検証されている。

### ① ビジョン全体の進捗状況（総括的な指標）

総括的な指標である、**農業産出額、林業・木材産業産出額、漁業産出額**については、現時点において把握できる直近の状況では、**全ての指標で平成 25 年から常に高い水準で推移**しているとされている。

(単位：億円)

項目	起点	実績		目標		
	平成 25 年 (①)	平成 30 年 (②)	②-①	令和 2 年 (中間)	令和 7 年 (最終) (③)	③-①
農業産出額	1,476	1,544	68	1,560	1,585	109
林業・木材産業産出額	516	583	67	540	570	54
漁業産出額	383	523	140	470	480	97

### ② 各施策の進捗状況

「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、**各施策の成果指標が 53 項目（成果指標総数 55 項目）**設定されている。「ひょうごみどり白書 2020」では、把握時点においてデータが集計できない 8 指標を除く、47 項目の成果は、**年度目標を達成「◎：100%以上」又はおおむね達成「○：90%以上」**している項目が **32 項目／47 項目（68%）**とされている。

項目	評価基準 (注1)					9割以上達成状況 (注2)		評価内容
	◎	○	△	▲	※			
基本方向1	0	8	4	5	2	8/17	47%	全体として成果は十分ではないものの、需要に応える生産に向けた取組が進んでいる。
基本方向2	7	2	1	0	1	9/10	90%	多様な木材需要の拡大や時代を担う人材の育成に向けた取組が順調に拡大している。
基本方向3	3	0	1	2	1	3/6	50%	全体の成果は十分でないものの、海面養殖業の生産拡大等の取組は順調に進んでいる。
基本方向4	3	1	1	0	1	4/5	80%	国内外の新たな需要や効率的な流通の確保が順調に進んでいる。
基本方向5	2	3	1	0	3	5/6	83%	農村の持続的な発展と活力の向上にむけた取組が着実に進められている。
基本方向6	1	2	0	0	0	3/3	100%	農林水産業・農山漁村に対する理解を深め、積極的にかかわり「農」に親しむ楽農生活の実現するための取組が着実に進んでいる。
施策全体	16	16	8	7	8	32/47	68%	—

(注1) 評価指標：達成率100%以上→◎、達成率90～100%→○、達成率80～90%→△、達成率80%未満→▲、未集計→※

(注2) 達成状況：「達成：◎」及び「おおむね達成：○」の割合

### (3) 「ひょうご農林水産ビジョン2030」の概要

県は平成28年3月に「ひょうご農林水産ビジョン2025」を策定し、これに基づき、県民の参画と協働により、農林水産振興施策を総合的に推進してきた。しかし、TPP11の発効など経済活動のグローバル化のさらなる進展、ICT等を活用した農林水産業に利用可能なスマート技術が急速に進展する一方、地域の重要な担い手である団塊世代のリタイアが本格化する等、少子高齢化の進行による労働力不足や地域活力の低下が顕著になるなど、食と「農」をめぐる社会情勢は大きく変化しており、さらには、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、インバウンドや外食需要の減少が続く一方で、国産・国内回帰の流れによる生産供給体制の見直しや、都市集中の暮らしからの田園回帰の気運の高まりなど新たな動きが見受けられる状況となっていることから、令和3年3月にこれを改訂し、新たに「ひょうご農林水産ビジョン2030」を策定した。計画期間は令和3年度から令和12年度(2030年度)の10年間とされている。

「ひょうご農林水産ビジョン2030」では、「御食国ひょうご 令和の挑戦 ～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」を2030年を想定した農林水産業・農山漁村のめざす姿とし、その実現に向けた以下の施策の3つの基本方向と13の推進項目を定めている。

# 【農林水産ビジョン 2030 の施策体系】

## 【めざす姿】【基本方向】

## 【推進項目】

## 【推進方策】

御食国ひょうご

令和の挑戦  
都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展

1

基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保

- ①スマート農業の展開      ②スマート畜産業の展開
- ③スマート林業の展開      ④スマート水産業の展開

- ①本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開
- ②次代を担う経営力の高い担い手の育成
- ③農地利用の最適化と効率的な生産基盤の確立
- ④地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立
- ⑤環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の取組拡大

- ①ひょうごの畜産を支える多様な担い手の確保
- ②但馬牛の増頭と但馬牛・神戸ビーフ生産拡大
- ③牛乳・乳製品の生産基盤強化
- ④高品質な鶏卵・鶏肉・豚肉の安定生産
- ⑤高品質な堆肥の生産と広域流通・耕畜連携の推進

- ①県産木材の利用拡大と加工流通体制の強化
- ②森林資源の循環利用と林業経営の効率化

- ①豊かで美しい海の再生と水産資源の適正管理
- ②漁業の担い手確保と経営力の強化

- ①更なるブランド戦略の展開
- ②フードチェーンづくりと高付加価値化の支援
- ③新たな価値の創出

- ①安全で適正な農業使用の推進
- ②生産段階における適正な生産工程・衛生管理等の導入拡大
- ③畜産農場における HACCP 対応や畜産 GAP の取得の推進
- ④口蹄疫や豚熱、鳥インフルエンザ等重大家畜伝染病の発生・まん延防止
- ⑤安全安心な二枚貝の流通に向けた貝毒監視体制の整備

2

県民が安心して暮らせる  
活力ある地域の創出

- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進

- ①中山間地域における地域活性化の推進
- ②野生動物の管理や被害対策の推進
- ③農村地域の多面的機能発揮の促進
- ④都市農業を核とした地域づくりの推進
- ⑤バイオマスの活用を通じた地域活性化の推進
- ⑥内水面における水産資源の維持と地域活性化の推進

- ①ため池災害の未然防止とため池避難対策
- ②山地防災・土砂災害対策の推進
- ③漁港の耐震化と津波・高潮防災対策の推進

- ①森林の適正管理の徹底による公益的機能の維持・向上
- ②森林の防災機能の強化を図る「災害に強い森づくり」の推進
- ③森林病虫害被害対策の推進と保安林制度等の適正運用
- ④県民総参加による森づくりの推進

3

「農」の恵みによる健康  
で豊かな暮らしの充実

- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

- ①令和の時代のライフスタイルの提案
- ②楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり
- ③楽農生活をサポートする体制づくり

- ①農福連携の取組強化
- ②観光分野との連携強化

- ①卸売市場を通じた安定供給の確保
- ②県産県消の推進
- ③食品に対する消費者の信頼の確保

## **Ⅱ. 農林水産行政を所管する組織概要**

### **1. 農政環境部の組織概要**

本項については、報告書を参照のこと。

### **2. 農林水産技術総合センターの組織概要**

本項については、報告書を参照のこと。

### **3. 兵庫みどり公社の組織概要**

本項については、報告書を参照のこと。

### **4. ひょうご豊かな海づくり協会の組織概要**

本項については、報告書を参照のこと。

## 第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

### I. 総評

包括外部監査の対象は、**農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について**である。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

#### 1. 初めに

県の農林水産業は、生活の三大要素である「衣食住」の「食」や「住」を中心として、県民の生活に密接に関係する重要な産業である。「兵庫五国」（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）と呼ばれる各地域では、様々な農林水産業が営まれており、県では「ひょうご農林水産ビジョン2025」に基づき各種施策を推進してきた。当包括外部監査では、県内の様々な地域へ訪問したが、訪問場所へ移動する際に目にした光景も含め、県の農林水産業の豊かさや奥深さを改めて実感し、その重要性を再認識したところである。その一方で、農林水産業に対しては、「産業の保護・発展」という錦の御旗のもと、従前から政策的に補助金や貸付金などの公金が多額に投入されてきたこともあり、「過去から継続している」という安易な理由だけで、その意義や役割が見直されないまま実施され続けている事業が少なからず存在している。しかし、**社会経済情勢は常に変化しており、変化を的確に捉え、県民目線に立って事業の有効性や存在意義を絶えず見直し、透明で、公正かつ公平な事業を実施するための不断の努力が、結果として農林水産業の発展に繋がるものと考えている。**

また、当包括外部監査では、農林水産行政に関連する外郭団体の内、兵庫みどり公社とひょうご豊かな海づくり協会で現地調査を実施した。県の農林水産業の中でも、兵庫みどり公社は「農業」と「林業」、ひょうご豊かな海づくり協会は「水産業」との関連性が強く、その発展を支える上で重要な役割を担っている団体であるが、この2つの外郭団体は、共に大きな課題を抱えている。**県の農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、兵庫みどり公社とひょうご豊かな海づくり協会のあり方を検討すべき時期が到来している**と考えられる。

さらに、監査対象事業に関連して、県立試験研究機関である農林水産技術総合センター（本所、森林林業技術センター、但馬水産技術センター）、指定管理施設である但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）とあわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）で現地調査を実施した。「試験研究」によって**県の農林水産業を縁の下で支える農林水産技術総合センターと、県民の誰もが気軽に利用でき、動植物との触れ合いを楽しむことができる指定管理施設（但馬牧場公園、あわじ花さじ**

き)は、対照的ではあるものの、いずれも県民にとっては欠かすことの出来ない施設であり、今後も効率的な運営を心掛け、施設の魅力を向上させることが非常に重要になる。

包括外部監査を実施した結果、農林水産行政を所管する農政環境部などでは、上記の点を意識した財務事務の執行及び事業の管理が概ね実施されているとの心証を得ることが出来た。その一方で、県の農林水産行政に関して数多くの課題が浮き彫りとなった。内容は多岐にわたるが、**将来、県民に多額の負担を強いる可能性のある難題**も含まれている。包括外部監査結果報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。県には、**包括外部監査結果報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、県の農林水産業がより一層豊かで魅力的なものに発展するよう努力されることを希望するものである。**

それでは、以下で、包括外部監査で発見された課題の要点を述べることとする。

## 2. 兵庫みどり公社

兵庫みどり公社における最大の課題は、**分収造林事業のあり方**についてである。**兵庫みどり公社の分収造林事業に係る貸借対照表(令和2年度末時点)には、森林資産が625億円、借入金が719億円と多額に計上される一方、正味財産は1億2千万円の計上にとどまる。**これは、分収造林事業が、投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期であり、資金調達については一部の補助金等を除き全て借入金に依存していることに起因する。当包括外部監査の結果、**兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることから、将来の事業の継続性に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況にあることが判明した。**県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、事業の実態についての県民への説明が不十分であった。**長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題と言わざるを得ない。**兵庫みどり公社では、令和12年度に125億円、さらには、令和13年度からの5年間で467億円もの借入金の償還が予定されているが、現在の財政状態を鑑みれば、予定通り返済することは極めて困難であると想定される。森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、**兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門**

家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、存廃を含む事業のあり方について早急に検討し、結論を出す必要がある。なお、包括外部監査人が、他の自治体を参考に、経営方針の見直し（案）（各スキームの概要、メリット、デメリット）を提示しているのので、参考にされたい。

### 【令和2年度末 分収造林事業貸借対照表】

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,231	流動負債	575
固定資産	68,494	<b>借入金</b>	<b>276</b>
特定資産	1,544	上記以外	299
その他固定資産	66,949	固定負債	73,022
<b>森林資産</b>	<b>62,514</b>	<b>借入金</b>	<b>71,666</b>
上記以外	4,435	上記以外	1,355
		<b>正味財産</b>	<b>128</b>
資産合計	73,725	負債及び正味財産合計	73,725

### 【森林資産の資産性（＝森林資産の含み損）に関する検討結果】

アプローチ名	「森林資産情報の注記」アプローチ	「除地協定」アプローチ	「施業方針」アプローチ
各アプローチから得られた結果	兵庫みどり公社が作成した資料に基づいた場合、令和2年度末時点で分収造林事業の森林資産については360百万円の含み損を抱えていると試算されるが、共通経費の配賦率の算定方法を見直した場合には、森林資産の含み損は最大で3,838百万円と算定される。	兵庫みどり公社では、採算が見込めないことを理由として自然林は森林施業を行わないとする協定（除地協定）を土地所有者との間で締結する予定であるが、協定対象の森林資産2,000haについては、将来の収益獲得が見込めないことから、森林資産の資産性は毀損しており、含み損は6,455百万円と試算される。	森林の約4割を占める「環境林」「自然林」については、非常に多額の含み損を抱えている可能性がある。特に、収益を得られる可能性が極めて低い「自然林」については、森林資産が抱える含み損の度合いが極めて高い可能性がある。
含み損を示唆する状況の有無	有	有	有
含み損推定額	360百万円～3,838百万円	6,455百万円	約150億円～約250億円程度の森林資産について含み損を抱える可能性があるため、多額の債務超過である可能性が非常に高い。 <sup>(注)</sup>
分収造林事業は実質債務超過か否か	○（実質債務超過）	○（実質債務超過）	
分収造林事業の実質債務超過額	232百万円～3,710百万円	6,327百万円	

（注）「施業方針」アプローチにおいて、森林資産の含み損推定額を詳細に算出する場合には、令和2年度末時点での「環境林」「自然林」の森林資産簿価を詳細に集計する必要があるが、集計作業には膨大な時間を要することから、当包括外部監査においては実施していない。

【兵庫みどり公社 借入金年償還予定表（年度毎）】（一部抜粋）

（単位：百万円）

年度	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
令和3年度	-	276	-	276	-	-	-	-	2	2	278
令和4年度	-	287	-	287	-	-	-	-	2	2	290
令和5年度	-	316	-	316	-	-	-	-	2	2	319
令和6年度	-	327	-	327	-	-	-	-	-	-	327
令和7年度	-	341	-	341	-	-	-	-	-	-	341
令和8年度	-	346	-	346	-	-	-	-	-	-	346
令和9年度	-	352	-	352	-	-	-	-	-	-	352
令和10年度	-	351	-	351	-	-	-	-	-	-	351
令和11年度	-	351	-	351	-	-	-	-	-	-	351
令和12年度	-	3,936	4,090	8,026	-	4,510	4,510	-	-	-	12,536
令和13年度	-	3,979	-	3,979	-	-	-	-	-	-	3,979
令和14年度	-	2,839	-	2,839	-	-	-	-	-	-	2,839
令和15年度	-	6,487	-	6,487	-	-	-	-	-	-	6,487
令和16年度	-	5,631	25,800	31,431	-	-	-	-	-	-	31,431
令和17年度	-	1,742	-	1,742	-	-	-	-	-	-	1,742

（※）令和18年度以降については、報告書を参照のこと。

【兵庫みどり公社 借入金年償還予定表（5年毎）】

（単位：百万円）

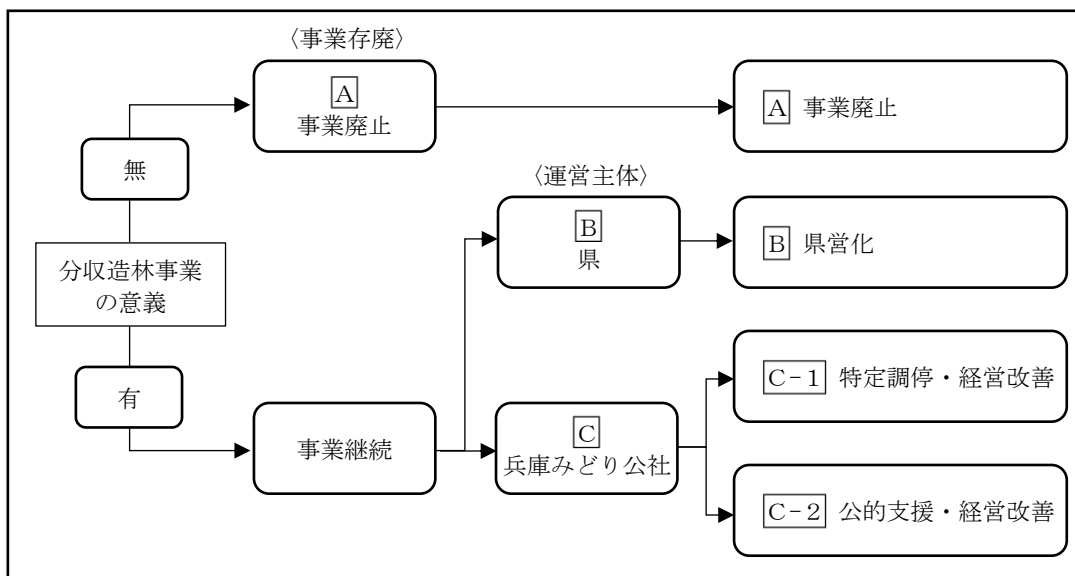
償還範囲	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
1年以内	-	276	-	276	-	-	-	-	2	2	278
1年超5年以内	-	1,272	-	1,272	-	-	-	-	4	4	1,276
5年超10年以内	-	5,336	4,090	9,426	-	4,510	4,510	-	-	-	13,936
10年超15年以内	-	20,678	25,800	46,478	-	-	-	-	-	-	46,478
15年超20年以内	-	2,491	-	2,491	-	-	-	-	-	-	2,491
20年超25年以内	-	1,144	7,200	8,344	-	-	-	-	-	-	8,344
25年超30年以内	-	890	-	890	-	-	-	-	-	-	890
30年超35年以内	-	298	-	298	-	-	-	-	-	-	298
35年超40年以内	-	106	-	106	-	-	-	-	-	-	106
40年超45年以内	-	31	-	31	-	-	-	-	-	-	31
45年超50年以内	-	8	-	8	-	-	-	-	-	-	8
50年超	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1



償還範囲	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額合計
	県借入金	公庫借入金	市中金融機関等借入金	計	県借入金	市中金融機関等借入金	計	県借入金	市中金融機関等借入金	計	
償還額 計	-	32,531	37,090	69,621	-	4,510	4,510	-	6	6	74,138
令和2年度末借入金残高	2,322	32,531	37,090	71,943	25	4,510	4,535	1	6	7	76,485
差引 残高	2,322	-	-	2,322	25	-	25	1	-	1	2,347

(※) 県借入金残高のみが残存。兵庫県との間で毎年度償還延長の承認を得ている。償還計画がないことから、上表の償還表には記載していない。

### 【経営方針の検討（案）】



	A 事業廃止	B 県営化
スキーム案	分収造林事業を破産手続きにより清算・廃止し、造林地を土地所有者に返還する案	兵庫みどり公社の分収造林事業を廃止し、県に移管する（事業譲渡）案
メリット	・事業清算により、今後の事業費がかからなくなることから、県の継続的な財政負担がなくなる。	・分収林の有する公益的機能が維持増進される。 ・兵庫みどり公社継続の場合の職員確保や資金調達などの問題を県が担うことにより解消することができ、安定的な事業運営が可能となる。
デメリット	・土地所有者の理解を得ることに、多大な労力・手続き・時間・費用が必要となる。 ・解約に至らない契約が発生した場合に、分収造林事業の県営化や他組織への移管が必要となる。 ・造林地の返還後に土地所有者による森林整備がされないと、森林荒廃や公益的機能の著しい低下を招く恐れがある。 ・将来の伐採収入が得られず、これまで投下した経費の殆どが回収できず、公的支援見込額が多額となる。	・県営化により県の業務量が増大し、行財政改革（スリム化）の方向にそぐわない。 ・県への契約移転に伴い、多くの事務や経費がかかる。 ・日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行が必要となり、負担が増加する。 ・職員人件費は一般会計に内包されるため、経営の実態が見えにくい。

	A 事業廃止	B 県営化
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫の債務について、県は損失補償契約に基づき、兵庫みどり公社の償還不能額の支払いが必要となる。</li> <li>廃止手続きの前までに、兵庫みどり公社の他部門（農業・農業会議）を別法人に移管することが必要になる。</li> <li>林業部門の清算に伴い、プロパー職員の処遇が課題となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。</li> <li>県営化の前までに、兵庫みどり公社の他部門（農業・農業会議）を別法人に移管することが必要になる。</li> <li>林業部門の清算に伴い、プロパー職員の処遇が課題となる。</li> </ul>
他 府 県	群馬県（※）	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、神奈川県、 <b>福井県</b> 、山梨県、愛知県、京都府、奈良県、広島県、大分県

（※）解除に至らなかった契約を他機関に移管

	C-1 特定調停・経営改善	C-2 公的支援・経営改善
スキーム案	・特定調停による債務減免（公的支援後）に経営改善を実施する案	・特定調停は行わず、利子補給等の公的支援により、経営改善を実施する案
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>分収林の有する公益的機能が維持増進される。</li> <li>債務の減免により直ちに兵庫みどり公社の債務縮減が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の利子補給等に係る利息負担額に対し、特別交付税による国の支援措置を活用することができる。</li> <li>日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行が求められない。</li> </ul>
デメリット	・日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行を求められると多額の負担となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫みどり公社の債務縮減に長期間を必要とする。</li> <li>本格的な伐採収入が得られるまで自己財源がなく、補助金や県の信用力に依存するなど財政基盤も脆弱で、自律的運営や経営の健全化が難しい。</li> </ul>
課題（共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。</li> <li>今後、主伐の実施等により事業量が拡大する中で、兵庫みどり公社の事業運営のための人員や資金を長期的に確保していく必要がある。</li> </ul>	
課題（固有）	・民間金融機関が特定調停による債務減免に応じない場合、実行が難しい。	
他 府 県	宮城県、滋賀県	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、 <b>兵庫県</b> 、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

また、**公益法人会計基準**や**林業公社会計基準**に照らして再確認すべき事項が発見されている。特に、**次世代施設園芸モデル団地事業資産**については、取得時（平成27年度）に約19億円の圧縮記帳処理を行っているが、**公益法人会計基準注解13**に照らして適切であるか否かを改めて慎重に確認する必要があるであろう。

上記以外にも、**ガバナンス**や**委託契約**に関する課題が発見されたので、今一度確

認されたい。

### 3. ひょうご豊かな海づくり協会

ひょうご豊かな海づくり協会に関して最も憂慮すべき課題は、**組織の継続可能性**である。ひょうご豊かな海づくり協会では、**資金運用の専門家ではない役職員が約40億円（額面ベース）の有価証券を運用し、その果実によって事業経費の不足分を補填している状況が過去から続いている**。また、有価証券の中には、外国債も含まれており、高リスクの資金運用になっている。栽培漁業という県にとって重要な事業の継続性が、多額の有価証券の運用の成否に大きな影響を受けている状況にあり、決して望ましくはなく、早期に解消すべきと言える。**職員の高齢化が進行している状況も踏まえ、栽培漁業という重要な技術を伝承するとともに事業を安定的かつ継続的に実施するため、職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべき**である。

#### 【正味財産増減計算書内訳表推移】

(単位：千円)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	公益目的	収益事業	法人会計	計	公益目的	収益事業	法人会計	計	公益目的	収益事業	法人会計	計
経常収益	401,886	23,262	16,177	441,327	353,805	15,489	12,404	381,698	314,694	11,358	13,422	339,476
基本財産運用益	62,749	-	-	62,749	41,069	-	-	41,069	27,108	-	-	27,108
特定資産運用益	17,572	20,672	16,177	54,422	11,667	14,559	12,404	38,630	749	10,638	13,394	24,782
事業収益	308,378	-	-	308,378	285,666	-	-	285,666	275,226	-	-	275,226
受取補助金等	10,478	2,590	-	13,068	10,528	930	-	11,458	9,343	720	19	10,082
雑収益	2,708	-	-	2,708	4,872	-	-	4,872	2,266	-	9	2,275
経常費用	414,919	6,637	13,821	435,378	392,589	29,672	17,930	440,192	348,454	4,079	15,306	367,841
事業費	414,919	6,637	-	421,556	392,589	29,672	-	422,262	348,454	4,079	-	352,534
管理費	-	-	13,821	13,821	-	-	17,930	17,930	-	-	15,306	15,306
評価損益等調整前 当期経常増減額	△13,032	16,625	2,355	5,948	△38,784	△14,183	△5,526	△58,494	△33,759	7,279	△1,884	△28,365
投資有価証券評価 損益等	△156,222	△25,540	△3,407	△185,170	△313,210	△77,533	△33,453	△424,197	△2,602	4,796	30,291	32,485
評価損益等計	△156,222	△25,540	△3,407	△185,170	△313,210	△77,533	△33,453	△424,197	△2,602	4,796	30,291	32,485
当期経常増減額	△169,255	△8,914	△1,051	△179,221	△351,994	△91,716	△38,979	△482,691	△36,362	12,075	28,406	4,119

また、組織の継続可能性以外にも、**ガバナンス上の課題（書面決議手続の瑕疵、理事会への出席率が低い監事等）が数多く発見**されている。公益法人については、制度発足から10年が経過する中、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議）が公表されている。この中では、公益法人に求められる「ガバナ

ンス」とは何かという根本的な事項や、役員・社員や評議員による一層の機能の発揮の必要性等が明記されており、今後、公益法人のガバナンス強化に向けた各種施策が進むと予想される。ひょうご豊かな海づくり協会は、県の水産業にとって重要な栽培漁業を主たる事業としており、県民からの信頼を確保することが何よりも重要である。そのためには、**自らが「公益法人」であることを再認識し、事業運営の透明性を高め、ガバナンスを強化する必要がある**ことに留意してもらいたい。

#### 4. 試験研究機関（農林水産技術総合センター）

農林水産技術総合センターについては、本所、森林林業技術センター及び但馬水産技術センターの3拠点で現地調査を実施した。県民が農林水産業を営む上で直面する技術的な課題などを研究し解決することで、県の農林水産業の振興に寄与している重要な機関である。しかし、農政環境部（本庁）や各県民局から独立したかたちで各種事務を行っており、包括外部監査の結果、農林水産技術総合センターに特有の様々な課題が発見された。

第一に、**試験研究課題別の原価管理に関する課題**である。農林水産技術総合センターでは、様々な研究課題に取り組んでおり、その成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られた便益を比較することが有用である。しかし、**研究課題ごとの費用が把握されていないため、各研究課題の定量的な評価が行われていない。研究課題別の原価管理を行い、「試験研究費用の見える化」を進める必要がある**。試験研究費用は公金であり、その用途に対する説明責任を常に果たす必要があることを肝に銘じておかなければならない。

第二に、**入札事務に関する課題**である。非常に数多く確認されたものは、**入札に当たり、特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、下見積り金額をそのまま又は参考にして予定価格を決定し、入札を行った結果、下見積りを徴取した業者が落札している事案**である。但馬水産技術センターでは、入札金額が1億円を超える事案（漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備に係る入札）も発見されている。また、下見積り金額から予定価格を算定する際、外見的には、随意契約が可能な金額基準（160万円）を意識して掛け率を設定したとの誤解を招きかねない事案も見受けられた。**下見積りを徴取する場合には、必ず複数業者から徴取**することで、特定の業者が情報優位になることを防止し、**入札の透明性、公正性、公平性を確保**するよう留意すべきである。

【漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備に係る入札スケジュール】

入札公告期間	入札説明書等の交付	質問受付及び質問書回答(閲覧)	入札日	契約日	履行期間
令和2年9月1日 ～ 令和2年9月23日	令和2年9月1日 ～ 令和2年9月23日	令和2年9月11日 ～ 令和2年9月15日	令和2年10月7日	令和2年10月12日	令和2年10月13日 ～ 令和2年12月18日

【上記事案に関して徴取したA社からの下見積りの金額、設計金額及び予定価格】

(単位：千円)

	下見積り	設計金額	予定価格
船体部	43,082	43,082	/
機関部	52,734	52,734	
消費税	9,581	9,581	
合計	105,397	105,397	105,397

【上記事案の予定価格と入札価格】

(単位：千円(税込))

予定価格	入札価格	
	A社	B社
105,397	104,500 (99.1%)	112,200

(注) 括弧内は落札率 (入札価格÷予定価格)

第三に、**研究機器を含む備品に関する課題**である。農林水産技術総合センターが保有する備品は多岐にわたり、また、高額なものも多数含まれる。本業とも言える「試験研究」に必要なものであるにも関わらず、備品の管理が不十分である例が散見された。この点については、大いに反省を促したい。その一方で、現地調査時に研究施設の視察を実施したが、設備投資のための予算が乏しく、研究機器の更新が行えないことから、**性能の低い研究機器を使用せざるを得ない状況が長く続いている様子を目の当たりにした**。これでは、効果的、効率的な試験研究活動が十分に実施出来ないのではないだろうか。研究課題別の原価管理など、事務の適正化や効率化を進めることは当然であるが、包括外部監査人は、**試験研究基盤を強化することが将来の農林水産業の発展に繋がる**と考えており、**農林水産技術総合センターの充実化**に取り組まれることを期待したい。その際には、**研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究**に取り組むことも一考の余地があろう。

## 【予算上の制約から更新が滞っている研究備品の例】

<①ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) >  
(取得年月日：平成 10 年 3 月 7 日)



### (機器の概要)

化学物質に熱をかけて気化 (ガス化) させ、成分ごとに分離させた後、目的の物質かどうかを質量で確認しながら含有量を測る分析機器。ガス化する分子量が数百程度の農薬のような化学物質を測定するための機器として 20 年前は主流の機器であった。

### (現在の状況に関する質問への回答結果)

現在、残留農薬については、法律の改正により、多成分の化学物質を低濃度に測定することが必要となっており、いずれの分析機関でも、多成分を高感度で分析できる「液体クロマトグラフ質量分析計 (LC/MS/MS)」を導入している。農林水産技術総合センターの古い GC/MS では、まず低濃度の分析が不可能である。また、新しい農薬のほとんどが、LC/MS/MS での測定を前提に分析法が公開されている。このため、**毎回、西日本農業研究センター 四国拠点まで出向き、LC/MS/MS を借りて農薬分析を行っているが、コロナ禍で機器の借用も制限されるなど研究が滞る事態も生じている。必要性のある近隣府県は既に導入済み、兵庫県のみが借用しており、当該機器の貸し出し制度の廃止が検討されているような憂慮すべき状況である。**

<②超音波洗浄機>  
(取得年月日：昭和 62 年 4 月 1 日)



### (機器の概要)

化学分析後のガラス器具類を超音波で洗浄する機器であり、超音波を使用するため、ガラス器具についての汚れや化学成分を効率的に、節水しながら省力で洗い落とすことが可能である。

### (現在の状況に関する質問への回答結果)

現在、**超音波発生装置が故障しているため、ガラス器具類を手洗いで洗浄している。**化学成分がガラス器具類に残らないようにしっかりと洗い落とす必要があるため、細心の注意を払いながら洗浄しており、**労力や洗浄時間、水量も余分にかかっている。**

その他、**期末手当の過大支給**も見受けられた。給与や賞与の計算誤りは、各職員の所得金額に直接影響するため、事務手続の際には細心の注意を払うよう留意されたい。

## 5. 指定管理施設

指定管理施設については、但馬牧場公園、あわじ花さじきの 2 施設で現地調査を

実施した。但馬牧場公園は、県が世界に誇る銘牛「但馬牛」のPRと生産拠点として県北部の但馬地域に設置された公園であり、あわじ花さじきは、淡路島北部丘陵地域の頂上部、標高298～235mの海に向かってなだらかに広がる高原(面積約15ha)に四季折々の花畑が広がる公園である。両施設とも、県の農林水産業の特色を十分に感じることができる施設であり、各指定管理者は施設の魅力を最大限に活かした運営を実施しているとの印象であった。しかし、その一方で、指定管理者の事務に関する課題が数多く確認されたため、改善を促したい。

第一に、**指定管理者から県に提出される実績報告書に関する課題**である。指定管理者から提出された実績報告書を確認した結果、**一部の収入の記載が漏れている場合や、契約額に合わせるように実績額(支出額)の記載を調整している場合**が見受けられた。指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されていることが非常に重要である。記載内容の適正化に努められたい。

第二に、**収入事務に関する課題**である。まず、但馬牧場公園では、農産加工体験時に利用者から材料費を徴収している。**指定管理者は、徴収した材料費を職員個人名義で開設された簿外口座で長年にわたり管理し、さらには、材料の購入代金以外の経費への支払にも使用**していた。簿外口座の預金残高は1百万円を超える。これは言語道断であり、一刻も早く是正すべきである。

一方、あわじ花さじきでは、地域特産物等販売所とレストランの運営を委託している外部業者から、月間の売上総額の3.0%相当額を売上納付金として収受しているが、**指定管理者は月間の売上総額の確認手続を行っていなかった**。売上納付金を計算する際の基礎となるものであり、今後は、委託業者からジャーナルのコピー等入手し、確認することが望まれる。

第三に、**財産管理に関する課題**である。財産管理の要諦は、**管理台帳の適切な整備、現物資産の適切な管理・保全**(不要となった資産の適時な廃棄を含む)、現物資産との照合に基づく**管理台帳の適切な更新**である。残念ながら、このような**基本的かつ重要な事項が遵守されていない事例が数多く確認**された。また、県の側でも、**基本協定書に係る財産目録の更新手続漏れ**が発見されている。県、指定管理者のいずれもが反省すべきと言えよう。

その他、**委託契約や書類の保管**等についても、課題が発見されたので、改善を図ることが望まれる。

なお、上記のような**不備が散見された根本的な原因は、県による指定管理者の指導が形式的で不十分であった**ことに尽きる。両施設の指定管理者は、いずれも非公募により選定されているが、「選んで当然」「選ばれて当然」という意識がお互いにあるが故に、民間の指定管理者と比べて、指定管理者との間の緊張関係が希薄だったのではないかと。馴れ合いは禁物である。**県には、指定管理者に対する指導・監督**

の強化と、厳正かつ批判的な評価を期待したい。

## 6. その他個別事業

2～5に記載した以外にも、監査対象事業から以下のような様々な課題が発見されている。

第一に、**兵庫みどり公社に対する人件費補助に関する課題**である。県は、兵庫みどり公社に対して様々な事業を通じて人件費補助を行っている。**補助金交付要綱上は補助対象経費が「職員」に係る人件費とされているが、実際には、各事業を円滑に推進する事務執行体制の確立のために、関係する全人員（役員を含む）の人件費を補助対象としているという認識のもと、理事長を始めとする「役員」に係る人件費に対して補助金が支給されている。**しかし、「役員」に係る人件費は補助対象経費には該当せず、それを補助対象経費とした補助金の支給は、形式的には補助金交付要綱違反である。さらには、「職員」や「役員」のいずれにも該当しない「顧問」に対する報酬も補助金の対象とされていた。県には、補助金交付要綱という原理原則に立ち返った事務処理を行ってほしい。なお、補助金交付要綱を見直し、「役員」に対する人件費を補助対象とする場合には、その必要性や合理性を慎重に検討する必要がある。外郭団体に対する補助金については、常に県民の厳しい視線が注がれているということを県には強く意識してほしい。

### 【令和2年度農政環境部補助金交付要綱】別表（第2条）（一部抜粋）

補助事業名	公益社団法人兵庫みどり公社運営事業
補助事業の目的	1. 公益社団法人兵庫みどり公社の経営上の懸念である資金調達や経営改善計画の推進、指定管理業務の受託や災害に強い森づくりなど多岐にわたる業務に対応するため同公社職員費及び運営費を助成することを、同公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進を図る。 2. 森林の防災機能を高め、県土の安全・安心な環境の創出を図る「災害に強い森づくり」について早期・計画的な事業執行を行うため、同公社に職員費を助成することにより、円滑な事業の推進を図る。
補助事業の対象となる者	公益社団法人兵庫みどり公社
補助事業の対象となる経費	1. 上記「補助事業の目的」欄1・2に記載している <b>職員の給料、職員手当、共済費等職員費</b> （公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定に基づくものを除く） 2. 運営費（ホームページのスマホ対応化に要する経費）
補助率	10/10以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第19条、第22条第2項
その他の事項	補助金交付決定通知（様式第2号）の6の補助金交付の条件は、「林務課関係補助事業補助金交付の条件」による。



## 【兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）内訳】

(単位：千円)

区分	人数	補助対象		補助対象外	
		項目	金額	項目	金額
理事長	1	全額（給料、地域手当、期末手当、通勤手当、共済費）	8,276	—	—
常務理事	1	全額（給料、地域手当、期末手当、通勤手当、共済費）	9,214	—	—
監事	1	全額（給料、通勤手当、共済費）	3,800	—	—
顧問（注2）	1	全額（給料、通勤手当）	1,232	—	—
計	4		22,521		

（注1）当事業では、上記の人件費補助の他、ホームページ改修費（スマートフォン対応）に対して、1,000千円の補助金が支給されている。

（注2）兵庫みどり公社元副理事長であり、兵庫みどり公社は令和2年4月1日付で顧問を委嘱している。委嘱期間は令和2年4月1日～令和2年6月30日である。なお、兵庫みどり公社では、社会保険の取扱いを確認するため、社会保険労務士に確認した結果、顧問は役員でも従業員でもないとの見解を得ている。

第二に、**兵庫県森林組合連合会への貸付金に関する課題**である。県は、兵庫県森林組合連合会の**木質バイオマス事業に係る収支が低迷**していることから、運転資金を補填するため**7億円の貸付**を行っている。貸付要綱には**資金使途が明記されているが、それ以外の使途（外部金融機関からの借入金の返済）に充当される前提で貸付額が算定され、貸付が実行されており、不適切**である。また、兵庫県森林組合連合会は、兵庫県林業会館の建替費用の外部借入も行っており、総資産に占める借入金の比率は約70%に達している。**過剰債務**の可能性は否定できない。さらには、本貸付金は、**オーバーナイト貸付に該当する**。兵庫県森林組合連合会の**資金繰りを常に注視**するとともに、**県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示**するためにも、**長期貸付等への切り替えを検討**すべきである。

## 【令和2年度森林組合機能強化資金貸付要項】（一部抜粋）

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、次に掲げる条件で連合会に資金を貸し付ける。

- (1) 貸付額は、800,000,000円以内とする。
  - (2) **貸付対象は、森林の整備、木材の制裁、共同利用施設の整備・運営及び木材の共同販売に必要な費用とする。**
  - (3) 貸付期間は、貸付けの日から令和3年3月31日までとする。
  - (4) 貸付利率は、年0.3%とする。ただし、県が必要と認めるときは、別に定めるものとする。
- (略)

### 【兵庫県森林組合連合会の決算推移】

(単位：千円)

項目	平成30年6月期	令和元年6月期	令和2年6月期	令和3年6月期
事業総収益	1,354,796	1,502,713	1,739,508	1,851,041
事業総損益	△36,649	26,769	56,725	△3,213
<b>事業損益</b>	<b>△123,216</b>	<b>△52,949</b>	<b>△18,328</b>	<b>△79,582</b>
<b>経常損益</b>	<b>△120,599</b>	<b>△55,602</b>	<b>△16,259</b>	<b>△78,211</b>
当期損失金	△140,173	△49,598	△14,468	△70,125
総資産	1,113,685	1,636,537	1,650,406	1,604,779
負債	721,370	1,293,821	1,650,406	1,346,657
<b>(内、借入金)</b>	<b>(564,006)</b>	<b>(1,107,110)</b>	<b>(1,128,580)</b>	<b>(1,130,050)</b>
純資産	392,314	342,716	328,248	258,122
(内、利益剰余金)	(291,298)	(241,699)	(227,231)	(157,105)
<b>借入金÷事業総収益</b>	<b>41.6%</b>	<b>73.7%</b>	<b>64.9%</b>	<b>61.0%</b>

第三に、**県民緑税及び県民緑基金に関する課題**である。県は、平成18年度から県民税均等割の超過課税である県民緑税を導入し、県民緑基金により管理している。県民緑基金は5年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、**課税期間終了時点では残額が零となるべき性格の基金であるが、過去3期の課税期間終了時点では全て未利用の基金残額が多額に残っている(約10億円～19億円)**。令和3年度から再び延長されているが、事業の遂行状況や基金残額の推移等については説明責任を果たすことを求めたい。

### 【課税期間終了時点の県民緑基金残額(第1期～第3期)】

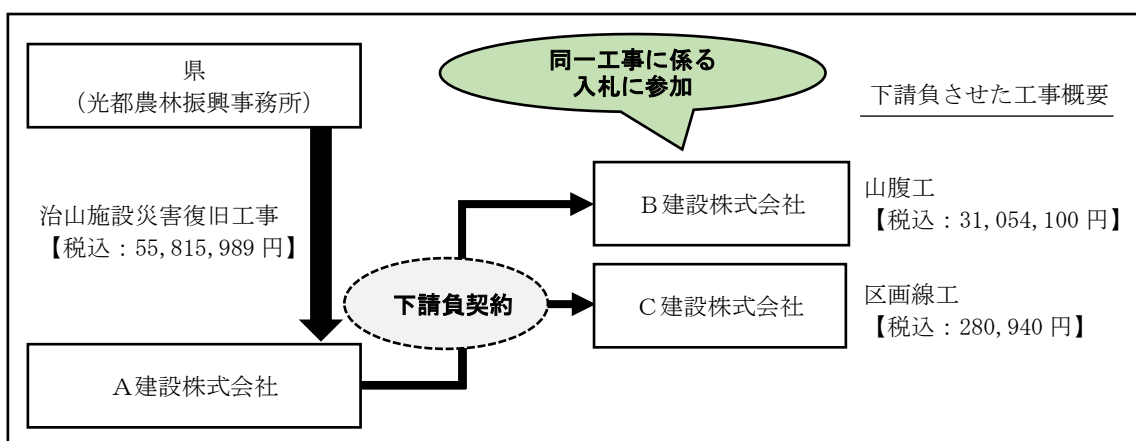
(単位：百万円)

	第1期	第2期	第3期
	平成22年度末	平成27年度末	令和2年度末
基金残額	945	1,844	1,757

第四に、**入札や契約事務に関する課題**である。まず、**元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者に工事の一部を下請負している事案や、代表者が同一人物である2業者が同一工事に係る入札へ参加し、その一方の会社が落札している事案**が発見された。入札が行われた時点では、県にはこれらを制限する規定が整備されていなかったが、いずれも、入札の透明性、公平性及び公正性を確保する観点からは望ましいとは言えないため、他の自治体の事例等を参考にして、早急に規定を整備し、適正な運用に努めるべきであろう。

【同一工事に係る入札に参加した業者へ下請負した工事契約概要】

工事名		契約業者名	契約年月日	契約金額 (税込)
0 林施災復 第 0101-0-001 号 千種川流域 治山施設災害復旧事業 (31 施第 1 号)		A 建設 株式会社	令和 2 年 9 月 16 日	55,815,989 円
下請業者名	下請負契約 契約年月日	下請負契約金額 (税込)	工事契約全体に 占める割合	下請負させる部 分の工事概要
B 建設株式会社	令和 2 年 9 月 30 日	31,054,100 円	55.6%	山腹工
C 建設株式会社	令和 2 年 9 月 30 日	280,940 円	0.5%	区画線工



【代表者が同一人物である 2 業者が同一工事に係る入札へ参加し、その一方の会社が落札している事案概要】

工事番号	県単緊防治 第 0000-0-009 号		
工事（業務名称）	揖保川流域 復旧治山事業 （2 補緊第 1 号）		
工事（履行）場所	宋栗市一宮町公文		
予定価格	税込 77,605,000 円	最低制限価格	税込 69,108,853 円
	税抜 70,550,000 円		税抜 62,826,230 円
落札価格	税込 69,115,013 円	ランダム係数	0.99994
	税抜 62,831,830 円		
入札業者名		第 1 回入札金額（円）	備考
番号	商号又は名称		
××	株式会社 A	62,831,830	落札
××	有限会社 B	63,031,804	
××	株式会社 C	63,070,000	
××	D 株式会社	63,122,320	
××	株式会社 E	63,132,949	
	その他 20 社省略		

(出典：開札結果表を監査人が加工して作成)

業務名称	30 災第 1 号	2 補緊第 1 号
施工業者	有限会社 B	株式会社 A
代表者	C	C
最終工期	令和元年 10 月 11 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 2 月 26 日～ 令和 3 年 8 月 31 日
最終請負金額（税込）	240,069,797 円	95,308,400 円
入札形態	指名競争入札	一般競争入札
下請業者の状況	6 業者	4 業者 (有限会社 B の下請業者と全て同一)

<令和元年度（30 災第 1 号）治山事業>  
施工者 有限会社 B



<令和 2 年度（2 補緊第 1 号）治山事業>  
施工者 株式会社 A



(注) 上記の写真では、看板部分を加工している。

次に、県は、**山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務について、一般社団法人兵庫県治山林道協会**（以下、「兵庫県治山林道協会」という。）に**随意契約により委託**している。兵庫県治山林道協会の技術者の高齢化が懸念される状況にあり、事業の担い手を確保する上でも**民間コンサルタントの活用可能性についても検討すべき時期**に来ていると考えられる。さらに、県営の栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等回収業務を始めとして、**県は外郭団体と随意契約により様々な契約を締結しているが、随意契約の理由が不十分である事案や、そもそも決裁書に随意契約理由が明記されていない事案が発見された。**外郭団体との随意契約を締結する場合には、当該団体でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にする必要があることを常に意識しなければならない。

第五に、**兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業に関する課題**である。総事業費が約 35 億円という大規模な事業であるが、「**施設の稼働率が低迷する恐れ**」、「**収支がマイナスとなる見込み**」、「**野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明**」という**課題がある事業**である。令和 3 年度以降、整備工事等が進められる予定であるが、単なる箱モノ行政に陥ることがないように、課題解決に向けた具体的な対応策を策定しておくべきであろう。

その他、実績報告の確認手続、利用者のニーズに対応するための制度変更等についても課題が発見されたので、改善に向けて取り組まれない。

## 7. 終わりに

当年度の包括外部監査で指摘した兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える課題は非常に深刻であり、県にとっては最優先事項の一つであるにもかかわらず、長きにわたり解決されていない。事態の深刻さに気づき、「何とか早く解決に向けて行動しなければ、将来に大きな禍根を残す可能性がある。」と考え、課題解決に奔走したのかもしれないが、残念ながら問題の本質に踏み込まなかった。否、「踏み込めなかった」と表現した方が正しいかもしれない。余りにも巨額の問題であり、影響の大きさを考えると、二の足を踏んでしまったのであろう。

しかし、最も大事なことは、**「将来世代へ負の遺産を引き継がないこと」と「森林という貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代へ引き継ぐこと」**である。そのために今すべきことを考え、実行することが、現在を生きる世代の責務である。**兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える課題は、まさに、「今ここにある危機」**であり、背を向けることは許されない。分収造林事業が国の造林政策の一環として進められたことは事実であるが、**「国がいつか面倒を見てくれる、助けてくれるはず」という淡い期待に縋り、事態の深刻さを直視せず、損失を将来に先送りするような姿勢は、もう止めるべきである。**

この難題を解決するためには、今後険しい道を進むことになるであろう。様々な問題が生じ、場合によっては、林業公社問題を抱える他の自治体と連携し、国に対して強力に支援を要請することも想定しておかなければならない。そして、最終的には、県民に負担を強いる結果となることも十分に考えられる。しかし、一步一步着実に歩みを進めなければ、未来への道を切り開くことは出来ない。**県には、課題の本質に正面から向き合い、解決に向けて真摯に取り組むことで、将来世代のための道を切り開くことを心から期待したい。当年度の包括外部監査は、そのための第一歩である。**

## Ⅱ. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
<b>1. 兵庫みどり公社</b>		
(1) 分収造林制度の概要	0	0
(2) 森林整備法人の概要等	0	0
(3) 森林資産	0	0
(4) 借入金	0	0
(5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題	9	9
(6) 分収造林事業のあり方	1	3
計	10	12
<b>2. ひょうご豊かな海づくり協会</b>		
(1) 書面決議手続の瑕疵	5	1
(2) 評議員の資格確認手続	1	1
(3) 監事の理事会への出席状況	1	1
(4) 財産目録	2	1
(5) 備品出納簿への登録漏れ	1	1
(6) 実績報告書	2	1
(7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方	0	1
計	12	7
<b>3. 農林水産技術総合センター</b>		
(1) 農林水産技術総合センター（本所）	5	6
(2) 森林林業技術センター	5	5
(3) 但馬水産技術センター	3	3
計	13	14
<b>4. 指定管理施設</b>		
(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）	13	9
(2) あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）	17	14
計	30	23

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
<b>5. その他の個別事業</b>		
(1) <b>事業No.2</b> 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）	1	1
(2) <b>事業No.3</b> 中山間地域等直接支払交付金	1	1
(3) <b>事業No.4</b> 農業技術センター維持運営及び試験研究費	3 (1) 参照	3 (1) 参照
(4) <b>事業No.5</b> 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	3 (2) 参照	3 (2) 参照
(5) <b>事業No.6</b> 水産技術センター維持運営及び試験研究費	3 (3) 参照	3 (3) 参照
(6) <b>事業No.7</b> 新規就農者確保事業	1	1
(7) <b>事業No.14</b> 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）	3	2
(8) <b>事業No.19</b> 野菜産地総合整備対策事業	1	1
(9) <b>事業No.22</b> 県立公園あわじ花さじき整備事業	4 (2) 参照	4 (2) 参照
(10) <b>事業No.23</b> 県立公園あわじ花さじき管理運営費	4 (2) 参照	4 (2) 参照
(11) <b>事業No.25</b> 但馬牧場公園管理運営費	4 (1) 参照	4 (1) 参照
(12) <b>事業No.27</b> 森林組合機能強化資金貸付金	2	4
(13) <b>事業No.28</b> 森林組合等経営基盤強化対策事業	3	2
(14) <b>事業No.31</b> 兵庫県産木材利用促進特別融資事業	0	1
(15) <b>事業No.32</b> 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	0	1
(16) <b>事業No.34</b> 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	2	4
(17) <b>事業No.35</b> 兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）	2	1
(18) <b>事業No.38</b> 県民緑基金積立金	1	1
(19) <b>事業No.39</b> 緊急防災林整備事業（第3期）	1	1
(20) <b>事業No.45</b> 県単独林道事業（改良型）	0	1
(21) <b>事業No.46</b> 県単独治山事業	2	1
(22) <b>事業No.49</b> 県単独治山ダム緊急整備事業	0	4
(23) <b>事業No.50</b> 県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）	1	1
(24) <b>事業No.52</b> 全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	2	3
(25) <b>事業No.53</b> 但馬水産事務所庁舎建替整備事業	1	1
(26) <b>事業No.55</b> 栽培漁業センター管理運営費	1	1
(27) <b>事業No.57</b> 狩猟期シカ捕獲拡大事業	3	1
(28) <b>事業No.60</b> 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業	1	1
計	29	35
合 計	94	91

### Ⅲ. 指摘事項及び意見一覧表

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

#### 1. 兵庫みどり公社

- (1) 分収造林制度の概要
- (2) 森林整備法人の概要等
- (3) 森林資産
- (4) 借入金
- (5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	兵庫みどり公社では、令和2年度決算書を作成する際、森林資産の減損処理の要否について林業公社会計基準に従った検討が行われていなかった。		97
【指摘事項-2】	林業公社会計基準第28条及び注解25では、伐期を迎えた森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとされている。当該注記は、森林の伐採によりどれだけの投資経費が回収できるかを示すものであり、特に森林資産の価値が下落している場合にはどの程度の含み損を抱えているかを理解するために非常に重要な情報であるが、兵庫みどり公社の令和2年度決算書では森林資産情報の注記が記載されていなかった。	○	98
【指摘事項-3】	平成29年度から令和元年度の主伐実績に基づき試算した場合、令和2年度末において分収造林事業の森林資産は正味財産(128百万円)を超える360百万円の含み損を抱えていることになるため、兵庫みどり公社の分収造林事業は232百万円(=分収造林事業の正味財産128百万円-分収造林事業の森林資産含み損360百万円)の実質債務超過にあることが分かる。	◎	99
【指摘事項-4】	兵庫みどり公社が採用する方法で実質債務超過額を算定した場合には、共通経費の配賦率を個々の因子のみに基づき算定した場合や、両因子の平均値で算定した場合と比較して、実質債務超過額が大幅に過少に算定される結果を生んでおり、合理性を欠いている。分収造林事業に係る実態を適正に反映する計算方法とは言い難く、共通経費の配賦率として採用することについては、疑問が残る。	○	102
【指摘事項-5】	兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の多額の含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることになる。将来の事業の継続性に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況である。	◎	105
【指摘事項-6】	平成27年度における「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時の処理及び平成27年度から令和2年度までの減価償却と指定正味財産から一般正味財産への振替に係る処理は、公益法人会計基準注解13に照らして疑問が残る。	○	107
【指摘事項-7】	兵庫みどり公社では、特定資産の中で最も多額である資金運用積立資産について、積立残高の上限額等を記した取扱要領等を定めていなかった。現状は、公益法人会計基準が求める「特定の目的のために設定(計上)」する根拠がない状況と言わざるを得ない。		112
【指摘事項-8】	合併契約書第3条では、一般社団法人兵庫農業会議は令和2年3月31日現在の貸借対照表を基礎として、これに効力発生日までの増減		114



指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において兵庫みどり公社に引き継ぐこと、両法人は本契約締結後効力発生日までに、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとするが定められており、兵庫みどり公社の理事会の議決においては、理事の責任に直接及び一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況に関する説明は当然に行われるべきであった。		
【指摘事項-9】	災害に強い森づくり事業の概算設計書を閲覧した結果、概算設計書の表紙には作成者の記名のみで査閲者及び承認者の記名・押印がない案件が散見され、査閲及び承認行為が適切に行われたものであるかが判別できなかった。		118
【意見-1】	森林資産の資産性の有無は、兵庫みどり公社の決算書に非常に重要な影響を与えることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従った検討を実施する必要がある。		97
【意見-2】	森林資産情報の注記は、森林資産に関する情報を適時、適確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組む上で極めて重要な注記であることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従い、適切に注記を記載する必要がある。	○	98
【意見-3】	兵庫みどり公社では、共通経費の配賦率の算定方法について、見直しを行うべきである。	○	102
【意見-4】	兵庫みどり公社では、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の内訳を改めて調査し、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高を総額表示へ修正することも含め、兵庫みどり公社が採用する現行の会計処理及び表示方法が、公益法人会計基準に照らして適切であるか否かを再確認すべきである。	○	110
【意見-5】	兵庫みどり公社は、当該状況を是正するため、取扱要領等を速やかに作成する必要がある。		112
【意見-6】	「資金運用積立資産」を含め、過去の状況に基づき積立残高の上限額を設定する場合には、法人を取り巻く環境や実施する事業の状況の変化等を的確に反映できるよう、積立残高の上限額を必要に応じて見直す必要がある。		113
【意見-7】	兵庫みどり公社では、合併契約に関する議案の質疑において、一部の理事より財務状況に関する説明の必要性を問う質問が行われている。理事会のさらなる活性化やガバナンスの強化を図る上で、理事等に対する十分な説明や情報提供を行うことを心掛ける必要がある。		115
【意見-8】	「災害に強い森づくり事業」は、県と兵庫みどり公社の随意契約締結後、兵庫みどり公社から外部業者へ再委託している事業が殆どであること及び県民税均等割超過課税である「県民緑税」を活用した事業であることから、より透明性の高い事業とすることが非常に重要である。従って、兵庫みどり公社では、「災害に強い森づくり事業」に係る入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		117
【意見-9】	概算設計書が適切に査閲され、承認されていることを証するため、査閲者及び承認者の記名押印を徹底し、適切に書類の整備保管を行うべきである。		118

## (6) 分収造林事業のあり方

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-10】	県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、分収造林事業の実態についての県民への説明が不十分であった。県は、新行革プランにおいて、長期収支の改善を目指し、分収造林事業の抜本の見直しを含めた改革の方向性を定めているが、長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題であると言わざるを得ない。	◎	124
【意見-10】	兵庫みどり公社では、令和12年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金(3,936百万円)と、市中金融機関からの借入金(4,090百万円)とによる計8,026百万円の償還の他、県営分収育林事業に係る市中金融機関からの借入金(4,510百万円)の償還も予定されており、これらを合わせた12,536百万円の借入金の償還を予定している。また、令和13年度からの5年間では、46,478百万円もの借入金の償還が予定されている。分収造林事業の財政状態を鑑みれば、予定通りに返済することは極めて困難であると想定されることから、県は、分収造林事業の存廃も含めたあり方について慎重に検討を行い、出来る限り速やかに結論を出す必要がある。	◎	128
【意見-11】	分収造林事業のあり方の結論を導くまでには、福井県のように一定の検討期間が必要であり、その間、分収造林事業の継続的・安定的な財政運営及び経営を確保するため、県が、兵庫みどり公社に対して利子補給等の資金支援を実施することはやむを得ないと考えるが、その場合であっても、当該事業の運営が適切に行われているか、経営の合理化努力が絶え間なく進められているか等について、適時に確認する必要がある。	○	128
【意見-12】	県は、森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、長期収支見直しに基づく将来負担額の試算、債務の処理方法、職員の雇用を始めとした組織体制、国へ要請する必要がある支援策等の課題を整理するとともに、存廃を含む事業のあり方について、早急に検討すべきである。	◎	129

## 2. ひょうご豊かな海づくり協会

### (1) 書面決議手続の瑕疵

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-11】	理事の内、1名から提出された同意書の日付は、理事会決議日(令和3年4月1日)よりも遅い令和3年4月2日付であった。		130
【指摘事項-12】	理事の内、2名から提出された同意書及び監事の内、2名から提出された異議の無い旨の書類には、日付が記載されていなかった。		130
【指摘事項-13】	令和3年4月1日付で作成された理事会議事録に記載されている「令和3年4月1日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事全員から文書により異議のない旨の意思表示を得た」という記載は、不実の内容である。	○	130

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-14】	理事会議事録では、理事総数 13 名の同意書及び監事総数の異議がないことを証する書類については、「別添のとおり」とされているが、当該書類は理事会議事録とともに編綴されておらず、別のファイルに保管されていた。		130
【指摘事項-15】	ひょうご豊かな海づくり協会の第 43 回理事会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 35 条第 2 項に規定される書面決議の要件を欠いており、理事会決議の手續に瑕疵がある。	○	131
【意見-13】	ひょうご豊かな海づくり協会は、第 43 回理事会決議の手續の瑕疵を治癒するための措置を早急に講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識する必要がある。	○	131

## (2) 評議員の資格確認手續

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-16】	定款第 11 条第 2 項において、評議員選任時の要件を規定しており、新たに評議員を選任する際には当該要件を充足しているか否かを確認する必要があるが、略歴書の確認等にとどまり、確認手續が不十分であった。		132
【意見-14】	ひょうご豊かな海づくり協会では、定款第 11 条第 2 項の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手續を適切に実施すべきである。		132

## (3) 監事の理事会への出席状況

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-17】	令和元年 6 月から令和 3 年 6 月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へ殆ど出席していない監事が確認された。	○	133
【意見-15】	ひょうご豊かな海づくり協会では、各監事が理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。	○	133

## (4) 財産目録

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	令和 2 年度の財産目録に記載されている土地（基本財産）及び建物（特定資産）について、ひょうご豊かな海づくり協会が保管している不動産登記簿謄本と照合した結果、建物（特定資産）の面積が不動産登記簿謄本と相違していた。		133
【指摘事項-19】	令和 2 年度の計算書類及びその付属明細書並びに財産目録に対して、令和 3 年 6 月 3 日付の監事監査報告書において、「計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。」との監査意見が表明されているが、監事による監査では上記の誤りが看過されていた。		134
【意見-16】	ひょうご豊かな海づくり協会では、不動産登記簿謄本を改めて取得し、財産目録が適切に作成されるよう努める必要があるとあり、また、監事は財産目録の記載内容について慎重に監査すべきである。		134

### (5) 備品出納簿への登録漏れ

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-20】	令和2年度末における県の備品出納簿を確認した結果、海づくり大会放流種苗生産等委託事業で購入した備品のうち、備品出納簿への登録が漏れている備品が散見された。		134
【意見-17】	備品については管理物品数が多く、一度登録が漏れた場合にはそのまま放置される可能性もあり、現物管理上は適切ではない。そのため、備品を購入する段階で、備品出納簿への登録が漏れないような内部統制（例えば、10万円以上の備品を購入する際には、ひょうご豊かな海づくり協会から県へ適時に報告する仕組み）を構築する必要がある。		134

### (6) 実績報告書

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-21】	本来、対象職員の従事分に係る人件費を算出した上で実績金額を報告する必要があり、予算残額を人件費として報告することは誤りである。	○	135
【指摘事項-22】	収入に対する費用を精算するかたちで実績報告書が作成されており、収受する委託料には消費税が課税されるため、支出項目も全て消費税込の金額で報告されているが、人件費や賃金は消費税法上は課税の対象とはならない取引であり、誤解を与えかねない表記方法となっている。		135
【意見-18】	業務を委託した農林水産技術総合センターでは、委託業務の詳細が記載された実施計画書に委託料の用途を明確に定めるとともに、実績報告書の記載方法についてもより分かり易い様式へ改めた上で、提出された実績報告書のチェックを徹底すべきである。	○	135

### (7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-19】	県は、資金運用の専門家ではない役職員による多額の有価証券の運用成果に組織の継続性を依存せざるを得ない状況を解消するとともに、栽培漁業という重要な技術を伝承し、事業を安定的かつ継続的に実施するため、ひょうご豊かな海づくり協会の職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべきである。	◎	138

## 3. 農林水産技術総合センター

### (1) 農林水産技術総合センター（本所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-23】	各研究課題の成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られる便益（例：研究成果によって増加すると見込まれる農林水産業生産額、削減可能な生産コストなど）を比較することが非常に重要であるが、農林水産技術総合センターでは、研究課題ごとの費用が把握されていないため、各研究課題の定量的な評価（試験研究費用と便益の比較分析）が行われていない。	◎	142
【指摘事項-24】	清掃業務委託仕様書では、「毎月の清掃実施計画書を前月末日までに提出し、あらかじめ委託者の承認を得るとともに清掃実施報告書を翌月10日までに提出すること」と定められている。しかし、農林水産技術総合センターは、日常清掃業務の作業終了時の作業日誌に		143

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	よる業務確認、定期清掃業務の事前日程調整及び作業完了後に作業写真報告書の受領・確認を行っているものの、清掃実施計画書及び清掃実施報告書を共に入手していなかった。		
【指摘事項-25】	備品整理票シールが貼られていない備品が1件（移動式書庫）及び備品に貼られている備品整理票シールの整理番号が旧番号のままである備品が複数発見された。		143
【指摘事項-26】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となることから、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	147
【指摘事項-27】	下見積りを特定の業者1社のみから徴取し、任意の掛け率を乗じて予定価格を算定する方法は、外見上、恣意的に契約形態を随意契約としているかのような誤解を与えかねないため、適切とは言えない。	◎	147
【意見-20】	研究課題別の原価管理によって「試験研究費用の見える化」を図り、研究成果によって得られる便益との比較分析を実施することにより、各研究課題の定量的な評価を実施できる体制を早急に整備すべきである。	◎	142
【意見-21】	清掃実施計画書及び清掃実施報告書は、契約の進捗状況の把握及び契約履行を示す重要書類であるため、委託に際しては予め様式を定めておくのが望ましい。農林水産技術総合センターは、委託先から当該書類を入手すべく仕様書の内容を改善すべきである。		143
【意見-22】	現物確認の過程では、旧整理番号のまま管理が行われている備品が散見されたため、現物確認を網羅的に実施する際には、新整理番号への修正を行うとともに、備品整理票シールの貼られていない備品については、シールの貼付けを行い、備品の管理を適切に実施すべきである。		143
【意見-23】	当包括外部監査で確認された備品以外にも、故障しているにも関わらず廃棄していない備品が散見されている。農林水産技術総合センターが管理する備品数は非常に多いことから、故障により使用する見込みのない備品を全て適切に管理することは、事務コストがかかり非効率であると言わざるを得ない。従って、故障備品等については定期的に廃棄をするなど、使用見込みのない備品の取扱いや管理方法について、速やかに検討すべきである。		144
【意見-24】	予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを行い、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。	◎	147
【意見-25】	農林水産技術総合センターにおいても、事務作業の効率化、産学官連携による共同研究体制の構築と外部資金の獲得（受託研究等）、さらには、「試験研究費用の見える化」等を積極的に推進する必要があるが、試験研究活動を継続的に実施する上では、試験研究基盤の強化が最も重要であり、「ヒト」「モノ」「カネ」が良質な試験研究成果の源泉となることは言を俟たない。県の農林水産業の振興に重要な役割を担うことから、農林水産技術総合センターの充実化に向けた対応を図ることが望まれる。その場合、県の財政上の制約等があることも予想されることから、例えば、研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究に取り組むことも検討すべきである。	◎	150

## (2) 森林林業技術センター

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-28】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	154
【指摘事項-29】	拠点整備事業により購入した物品に係る入札については、入札日から納品期限日まで約4～5ヶ月（自動一面鉋盤一式を除く。）あった点及び当該物品を取り扱う業者は数社のみであった点を勧奨すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめるために、入札公告期間を十分に確保して、より競争性が確保された入札を実施すべきであった。	◎	154
【指摘事項-30】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	156
【指摘事項-31】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合、下見積り金額によっては、本来は競争入札に付することが適当と考えられる事案であるにも関わらず、契約形態を随意契約とすることが可能となることから、適切とは言えない。	◎	157
【指摘事項-32】	令和2年12月に支給された会計年度任用職員期末手当に関して、担当者が出勤簿から「基準日以前6月以内の在職期間の勤務日数」を集計する際に、本来の勤務日数よりも誤って多く集計したことから、期末手当が過大に計算されている事案が発見された。		157
【意見-26】	競争入札を実施するにあたり、予定金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要がある、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。	◎	154
【意見-27】	今後、森林林業技術センターで入札を実施する際には、各入札案件の諸条件に照らし、入札公告期間をどの程度確保すべきかどうかを慎重に検討し、入札の競争性を十分に確保するような措置を講じるべきである。	◎	154
【意見-28】	予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを徴取し、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。	◎	157
【意見-29】	勤務日数の集計誤りの結果、対象職員に対して期末手当が4,210円過大に支給され、所得税が479円過大に徴収されていることから、速やかに返還等の処理を行う必要がある。		157
【意見-30】	担当者以外の者によるチェックを強化するなど、期末手当の算定が適切に行われる体制を整備すべきである。		157

## (3) 但馬水産技術センター

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-33】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点から照らして適切ではない。	◎	161
【指摘事項-34】	購入した備品は漁場の調査等に使用するため、全て民間の漁業関係者へ貸し出されているが、貸出備品を管理するための貸出簿は整備されていない。		162
【指摘事項-35】	民間の漁業関係者が使用した際、破損等の可能性があるものの、貸出時に漁業関係者と覚書等を交わしていないことから、責任関係が不明瞭となっている。		162

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-31】	競争入札を実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があるが、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。	◎	162
【意見-32】	県農政環境部は、但馬水産技術センターが実施する入札事務（見積合わせを含む）に関して、透明性、公正性、公平性を確保するよう指導を強化すべきである。	◎	162
【意見-33】	但馬水産技術センターでは、購入した備品を民間の漁業関係者へ貸し出す際は、覚書等を交わすとともに、貸出状況を管理するための貸出簿を適切に整備すべきである。		162

#### 4. 指定管理施設

##### (1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-36】	事業報告書に添付される収支に係る実績報告書には、指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載する必要があるが、指定管理者（新温泉町）から提出された実績報告書には県から収受した指定管理料のみが記載されており、利用料金等の収入の記載が漏れていた。	○	165
【指摘事項-37】	月別実績表とその根拠資料であるエクセル管理表を照合した結果、合計額が9,245円相違していた。		166
【指摘事項-38】	実績報告書上の精算額は、実績額が報告されておらず、契約額に合わせた金額で報告されていた。	○	166
【指摘事項-39】	加工体験希望者から徴収した材料費については、新温泉町会計管理者名義の専用口座ではなく、職員個人の名義で開設された簿外口座へ預け入れ、管理されていた。当該取扱いは、長年にわたり続けられていたものであり、簿外口座の預金残高は1,116千円（令和3年9月10日時点）となっていた。	◎	167
【指摘事項-40】	簿外口座から支出された取引内容を確認した結果、農産加工体験に使用する材料の購入代金以外の経費の支払に利用されている事例（インターネット通信料、加工体験に関する意見交換時の昼食代等）が複数確認された。	◎	167
【指摘事項-41】	但馬牧場公園において保管される支出負担行為兼支出決定書（控え用）には、起票者印及び上席者の承認印が押印されていなかった。		168
【指摘事項-42】	当包括外部監査における現地調査時に財産目録と県有財産の現物との照合作業を実施した結果、財産目録に記載している県有財産について、現物を確認できない事例が散見された。		169
【指摘事項-43】	但馬牧場公園において管理している固定資産管理資料を閲覧した結果、令和2年度に取得した備品であるにも関わらず、令和3年度に更新された財産目録に記載されていない備品が発見された。		169
【指摘事項-44】	当包括外部監査における現地調査の際に現物確認を実施した結果、備品管理票を貼付していない備品が散見された。		170
【指摘事項-45】	指定管理者（新温泉町）が、但馬牧場公園の財産等に関して、基本協定書等に基づく適切な管理を実施しているとは言い難い。	○	170
【指摘事項-46】	備品出納簿には、重要物品である但馬牧場公園内の但馬牛博物館の展示品や車両を除き、財産目録の備品等一覧に記載している備品の登録が漏れていることが判明した。従って、県畜産課は、県有財産の管理等について、県が定める財務関係通達等に反した取扱いを行っており、適切な財産管理が行われているとは言い難い。		171

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-47】	県の指定管理者（新温泉町）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。	◎	172
【指摘事項-48】	「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和2年度の評価を「A（良）」（適正である）としているが、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。	◎	172
【意見-34】	県は、指定管理者に対して、実績報告書には指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載するよう指導すべきである。	○	165
【意見-35】	属人的な集計方法ではなく、エクセル管理表の各集計項目について、まず県の様式である実績報告書及び月別実績表の項目と一致させ、対応関係を明確化することが必要である。その上で、集計方法をルール化し、担当者の異動があっても容易に集計可能な体制を整備すべきである。		166
【意見-36】	エクセル管理表によって集計された金額は、但馬牧場公園における実績額であることから、契約額に合わせた精算額に調整するのではなく、当該実績額を報告すべきである。	○	166
【意見-37】	県は、指定管理者（新温泉町）に対して、簿外口座による管理を早急に中止し、適切な管理方法を実施するよう指導すべきである。	◎	168
【意見-38】	これは、指定管理者（新温泉町）の事務手続に従った事務処理であるが、支出負担行為兼支出決定書は、但馬牧場公園における支出伝票の原本に相当するものであるため、起票者印及び上席者の承認印のある書類を保管するよう事務処理方法の変更を検討すべきである。		168
【意見-39】	指定管理者（新温泉町）は、県との基本協定書に基づく適切な管理を徹底する必要がある。県は、指定管理者（新温泉町）への指導・監督を適時、適切に実施すべきである。	○	171
【意見-40】	県は、財務関係通達等の「備品管理要領」及び「備品管理要領の取扱いについて」に従い、但馬牧場公園において保有する県有財産の現物確認を実施し、「備品出納簿」を適時、適切に見直す必要がある。		171
【意見-41】	県は、指定管理者（新温泉町）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。	◎	172
【意見-42】	県は、指定管理者（新温泉町）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。	◎	172

## （２）あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-49】	県は、兵庫県園芸・公園協会に対して仕様変更後の収支予算書を提出させておらず、あわじ花さじきに係る令和元年度の指定管理料（8,000千円）は利用料金制を考慮した兵庫県園芸・公園協会の希望委託額を踏まえて決定されたものではないことから、指定管理料の設定に指定管理者の提案が活用されていない。	○	176
【指摘事項-50】	「運営業務」は、利用料金の徴収及び還付に関する業務、花畑等の植栽に関する業務、園内案内・利用案内・接遇業務等、指定管理業務の中心的な業務であるにもかかわらず、指定管理料の対象経費として認めないことは不合理である。	○	177



指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-51】	形式的には、指定管理料を運営事業費に充当することは協定書に違反することとなるが、県は、指定管理者が指定管理料を運営事業費に充当していないことを資料等に基づき明確に確認していない。	○	177
【指摘事項-52】	基本協定書締結以降、例えば、駐車料金徴収ゲート、防風壁等が新たに設置されており、財産に増減が生じていることから、基本協定書第 11 条第 4 項に基づき県は指定管理者に対して通知を行う必要があるが、県は書面による通知を行っていない。	○	178
【指摘事項-53】	県は、兵庫県園芸・公園協会が、県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託する予定であることを予め把握しているにも関わらず、随意契約の理由の一つとして設計業務の実績を有するという点を挙げていることは、合理性を欠くものである。	○	181
【指摘事項-54】	兵庫県園芸・公園協会が県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託していることは、委託契約書第 9 条に照らして、疑問が残る。	○	182
【指摘事項-55】	県は、契約の締結に当たり、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、決裁書上は、見積金額が適切で合理的であることを検討した事実は確認できない。		182
【指摘事項-56】	県は、契約の変更に際して、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、当初契約と同様、見積金額が適切で合理的であることを検討している形跡は確認できない。		183
【指摘事項-57】	本来、兵庫県園芸・公園協会は、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を入手することで、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認する必要があるが、このような手続は行われていない。	○	184
【指摘事項-58】	事業報告書の収支の状況には、自主事業に係る全ての収支の状況を記載すべきであり、自主事業であるレストラン及び地域特産物等販売所に係る収支が含まれていない現状の事業報告書は、不適切である。	○	185
【指摘事項-59】	兵庫県園芸・公園協会から提出された令和 2 年度の事業報告書を閲覧した結果、業務収支状況において、維持管理・運営費区分の消耗品費を調整することで、収入額と支出額が同額になるように報告していた。	○	187
【指摘事項-60】	工作物について、基本協定書別記 3 にある財産目録と公有財産台帳との整合性を確認した結果、対応関係が不明なものが散見された。		187
【指摘事項-61】	駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲート設置に係る工作物について、公有財産台帳へ未登録の状況であった。		187
【指摘事項-62】	兵庫県園芸・公園協会の備品台帳にある備品について、財産目録の登録状況を確認した結果、未登録の備品が散見された。		188
【指摘事項-63】	財産目録に記載されている県旗（紐付き）が、兵庫県園芸・公園協会の備品台帳には登録されていなかった。		189
【指摘事項-64】	県の指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。	◎	189
【指摘事項-65】	「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和 2 年度の評価について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら県と協力して施設を運営し、入園者数の確保にも取り組んだ実績を踏まえ、「A（良）」（適正である）としているが、収支報告を始め、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。	◎	189

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-43】	県は、指定管理者からの提案を踏まえ、適切に指定管理料を設定する必要がある。	○	176
【意見-44】	指定管理業務の中心的な業務である「運營業務」に係る費用を指定管理料の対象経費から敢えて除外する理由は見当たらず、また、指定管理者が運營業務費に指定管理料を全く充当していないことは想像し難いことから、県は、指定管理料の対象経費として「運營業務費」を追加すべきである。	○	177
【意見-45】	県は、追加工事等により基本協定書に定める財産に増減が生じた場合には、基本協定書第 11 条第 4 項に従い、指定管理者に対して適時に書面による通知を発出すべきである。		178
【意見-46】	県は、民間活用の可能性や再委託の状況などを十分に検証した上で、兵庫県園芸・公園協会による再委託でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にすることで、公平性や透明性を確保する必要がある。	○	182
【意見-47】	県は、合理的な理由に基づき、外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額を含め、取引の公正性、公平性、透明性をより一層確保する必要がある。	○	183
【意見-48】	兵庫県園芸・公園協会は、売上納付金を適切に請求するために、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を毎月入手し、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認すべきである。	○	184
【意見-49】	兵庫県園芸・公園協会は、警備業務の委託に関して、例えば契約期間を指定管理期間として複数年契約にするなど、契約内容を業者にとって参入意欲が沸く内容に見直し、より多くの業者が見積合わせへ参加し易くすることで、競争性をより一層高める努力をすべきである。	○	185
【意見-50】	事業報告書は、県が指定管理業務の運営について適正に行われているかを確認するための重要な報告書であるため、兵庫県園芸・公園協会は、県と事業報告書に記載すべき項目について協議を行い、適正な事業報告書の提出に努めるべきである。	○	185
【意見-51】	実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。従って、今後は、兵庫県園芸・公園協会は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。	○	187
【意見-52】	諸標や駐車場表示板等は公有財産台帳上登録されておらず、整備状況が杜撰であるため、駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲートの取扱いを含め、再調査を行い、対応関係を明確にした上で、速やかに登録すべきである。		187
【意見-53】	県は、基本協定書上の財産目録への登録の際には、登録漏れがないかどうかについて確認を徹底すべきである。		188
【意見-54】	兵庫県園芸・公園協会は、備品台帳と財産目録の整合性について、今一度確認するとともに、今後も定期的に整合性を確認すべきである。		189
【意見-55】	県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。	◎	190
【意見-56】	県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。	◎	190

## 5. その他の個別事業

### (1) **事業No. 2** 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）【総合農政課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-66】	兵庫みどり公社の役員である常務理事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。また、補助事業のみに関与しているわけではないため、支給される給料等の全額を補助事業の対象とすることはできない。従って、兵庫みどり公社常務理事兼センター長の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	193
【意見-57】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、楽農生活推進事業に関わる役員を含む全人員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	193

### (2) **事業No. 3** 中山間地域等直接支払交付金【総合農政課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-67】	3市町（豊岡市、香美町及び新温泉町）から提出された交付金交付申請書及び関係書類を確認した結果、豊岡農林水産振興事務所は、交付金交付申請書に記載された交付申請額と関係書類（収支予算書等）に記載された交付金の額が相違していることを看過し、「審査の結果適正と認められます」と誤った判定を行っていた。		196
【意見-58】	県は、各市町から提出される書類に記載誤り等がないか否かを適切に確認し、記載誤り等が発見された場合は、各市町へ修正を指示する等、適切に対応すべきである。		196

### (3) **事業No. 4** 農業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

#### 3（1）参照

### (4) **事業No. 5** 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

#### 3（2）参照

### (5) **事業No. 6** 水産技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

#### 3（3）参照

### (6) **事業No. 7** 新規就農者確保事業【農業経営課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-68】	南あわじ市については実績報告書及び収支計算書に加えて、新規就農者が各市町に提出した「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していたが、洲本市及び淡路市については「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していなかった。		201
【意見-59】	洲本農林水産振興事務所は、各市町より新規就農者確保支援事業に係る実績報告書を手続きする際には、「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」もあわせて入手すべきである。		201

(7) **事業No.14** 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）【農業経営課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-69】	県は、兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	204
【指摘事項-70】	県は、兵庫みどり公社企画経営部管理課長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	205
【指摘事項-71】	県は、兵庫みどり公社企画経営部経営課員に対して支給される勤勉手当、通勤交通費、共済費等を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	205
【意見-60】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助交付要綱を見直す際には、役員である兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	204
【意見-61】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載するとともに、支給対象者の業務の従事状況を適切に確認すべきである。	◎	205

(8) **事業No.19** 野菜産地総合整備対策事業【農産園芸課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-72】	淡路市から提出された補助事業実績報告書を確認した結果、（別紙様式1号）産地競争力強化総合対策事業実績書の注書において「補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に『融資該当有』と記入の上、別紙様式1-2号を作成し添付すること」とされているが、洲本農林水産振興事務所は、備考欄には「融資該当有」との記載は無く、又、別紙様式1-2号が添付されていないことを看過していた。		208
【意見-62】	洲本農林水産振興事務所は、補助事業実績報告書を受領した際には、注書等の内容も含め、記載が適切に行われているか否かを慎重に確認すべきである。		208

(9) **事業No.22** 県立公園あわじ花さじき整備事業【農産園芸課】

4（2）参照

(10) **事業No.23** 県立公園あわじ花さじき管理運営費【農産園芸課】

4（2）参照

(11) **事業No.25 但馬牧場公園管理運営費【畜産課】**

4 (1) 参照

(12) **事業No.27 森林組合機能強化資金貸付金【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-73】	実績報告書に添付されている総括表について、転貸先森林組合の実績を確認した結果、「森林の整備」の事業量と事業費について、合計量・合計額の記載が誤っており、また、事業費総額の合計額も誤った記載が行われていた。		214
【指摘事項-74】	外部金融機関からの借入金の返済は「費用」とは言えず、令和2年度森林組合機能強化資金貸付要綱第2条に定める貸付対象（共同利用施設の整備に係る費用）には該当しない。従って、県は、兵庫県森林組合連合会に対して、外部金融機関からの借入金の返済という要綱に定める目的以外の用途のために多額の貸付を行っていることになり、不適切である。	◎	217
【意見-63】	森林組合機能強化資金貸付要綱上、実績報告の調査は必須項目となっていないが、貸付金が800,000千円と多額であり、貸付に係る債権の管理や保全のために実績報告の調査は必須と考えられるため、要綱上、実績報告の調査を必須項目として明記し、調査方法についても整備すべきである。	◎	214
【意見-64】	県は、森林組合機能強化資金貸付要綱に定める目的のみを対象とした貸付へ速やかに是正すべきである。	◎	217
【意見-65】	県は、木質バイオマス事業に関する改善計画の進捗状況については、兵庫県森林組合連合会の担当者と定期的に打ち合わせをする等により確認しているが、兵庫県森林組合連合会全体として多額の借入金を計上している状況を鑑みれば、兵庫県森林組合連合会全体の資金繰りについても定期的に確認を行い、借入金の返済能力に問題が生じていないかを検証するなど、債権管理手続を強化すべきである。	◎	218
【意見-66】	県は、兵庫県森林組合連合会に対する貸付金について、貸付目的や資金用途を再度整理するとともに、木質バイオマス事業に係る計画の進捗状況や今後の見通しを踏まえた上で要支援額を把握し、県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべきである。	◎	220

(13) **事業No.28 森林組合等経営基盤強化対策事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-75】	森林組合系統組織指導事業のうち、森林組合改革プラン推進に係る個別指導員の旅費及び森林組合育成強化対策事業のうち、その他研修に係る個別指導員の旅費について、支出額（実績額）と収入額（予算額）を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告されていた。	○	222
【指摘事項-76】	森林組合育成強化対策事業のうち、経営者育成研修に係る専門家派遣料を税抜金額で報告すべきであるにも関わらず税込金額で報告され、職員経費の人数換算を5.5日で報告すべきところ2日で報告された結果、実際の支出額よりも過少に報告されていた。		222
【指摘事項-77】	令和2年度農政環境部補助金交付要綱第13条において、実績報告に係る書類の審査が義務付けられているにも関わらず、実績報告のチェック漏れが散見されており、実績報告書に係る県の確認作業が不十分である。	○	222

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-67】	実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。今後は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。	○	222
【意見-68】	実績報告書上の金額が実績額よりも過少であり、補助金の返還等は不要と判断される事案であるが、仮に過大申告であった場合、県への返還が必要になった恐れもある。従って、県は、実績報告書に係る確認体制を強化すべきである。		222

(14) **事業No.31 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-69】	予算を有効活用するために、過年度における事業の有効性評価を実施し、今後の木材需要を考慮した上で、融資制度の種類や条件等を再検討するなど、兵庫県産木材利用促進特別融資事業制度の見直しを図るべきである。		226

(15) **事業No.32 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-70】	住宅を新築する場合、一般的には、土地を併せて購入し、当該土地と住宅購入資金の総額を基礎として住宅ローンを組み込むことが多く、住宅建築費のみを融資対象とする現行の制度は、利用者にとっては魅力が乏しく、活用しづらい制度となっている可能性がある。県民にとってより魅力のある、活用し易い融資事業とするため、融資対象として土地の購入資金も含めることが出来ないか、現行の限度額が市場のニーズに対応しているかどうか等、様々な角度から制度内容の見直しを検討すべきである。		229

(16) **事業No.34 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-78】	加東農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、県農政環境部長へ遂行状況報告書が提出されていなかった。		231
【指摘事項-79】	光都農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、市町村へ遂行状況報告書の提出を求めておらず、また、県農政環境部長に対する報告も行われていなかった。		232
【意見-71】	県は、加東農林振興事務所に対して 10 月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。		231
【意見-72】	事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。		231
【意見-73】	県は、光都農林振興事務所に対して 10 月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。		232

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-74】	事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。		233

(17) **事業No.35 兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-80】	兵庫みどり公社の役員である理事長、常務理事及び監事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社理事長、常務理事及び監事の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	235
【指摘事項-81】	支給対象者の内、1名は兵庫みどり公社の顧問であり、県は、顧問に対する報酬・通勤交通費を補助対象経費として補助金を支給している。しかし、顧問は、兵庫みどり公社の役員でもなければ、職員でもないことから、顧問に対する報酬等は「職員の給料等」に当然該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社顧問の報酬・通勤交通費を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	236
【意見-75】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、兵庫みどり公社理事長等の役員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	236

(18) **事業No.38 県民緑基金積立金【豊かな森づくり課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-82】	県民緑基金は、5年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、原則として、課税期間終了時点で基金残額は零となるべき性格の基金であり、それを旨として事業を推進する必要がある。しかし、第1期～第3期の課税期間終了時点での基金残額を見る限り、決してそのような状況には至っておらず、未利用の基金残額が多額に残っていた。	○	240
【意見-76】	県民緑基金は、県民緑税という追加的な税を財源として設定された基金である以上、設置目的や用途に従って適切に運用されることは勿論のこと、事実上の目的税を財源とするものであることから、その用途や効果に対する県民の関心は高く、事業を効果的に実施する上では、県民の理解や協力が必要不可欠である。県民緑税は、令和3年度から再び延長されていることから、第3期追加対策事業及び第4期対策事業を的確に遂行するとともに、事業遂行状況や基金残額の推移等に対して、説明責任を果たす必要がある。	○	241

(19) **事業No.39 緊急防災林整備事業（第3期）【豊かな森づくり課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-83】	事業完了に先立ち変更計画書を提出しているため、県の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、洲本市が実施した工事は、変更計画書が提出された2週間以上も前の令和3年1月29日に完了しているにも関わらず、洲本農林水産振興事務所は変更計画書が適切な時期に提出されているかを確認していなかった。		243

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-77】	今後は、事業計画の変更が必要となった際、県は事業主体に対して適切な時期に変更申請を行うことを指導するよう留意が必要である。		243

(20) **事業No.45 県単独林道事業（改良型）【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-78】	森林基幹道改良事業及び県単独林道整備事業については、入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		246

(21) **事業No.46 県単独治山事業【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-84】	元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。	◎	248
【指摘事項-85】	元請負業者と同一工事に係る入札に参加した別の業者が下請負契約を行った内容（山腹工）や、当該契約金額に係る元請負業者が県と契約した金額に占める割合が5割を超えている状況は、外観上、工事の主たる部分、もしくは主たる部分に係る工事の一部について下請負をさせているという疑念が生じ、多くの自治体において懸念する「望ましくない下請負関係」の一例に該当する可能性がある。	◎	248
【意見-79】	県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。	◎	249

(22) **事業No.49 県単独治山ダム緊急整備事業【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-80】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、豊岡農林水産振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	252



指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-81】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、朝来農林振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	255
【意見-82】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、洲本農林水産振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	257
【意見-83】	山腹工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、光都農林振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	259

(23) **事業No.50 県単自治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-86】	県には、入札が行われた時点では、人的関係がある者同士が同一工事に係る入札へ参加することを制限する規定が整備されておらず、入札の公正性、公平性及び透明性を確保する観点からは望ましいとは言えない状態であった。	◎	262
【意見-84】	現在、県では、人的関係及び資本関係がある者同士の同一入札への参加を制限する規定を整備し、令和4年10月1日以降に入札公告する案件から適用するとしている。今後は、当該規定の適正な運用に努めるべきである。	◎	262

(24) **事業No.52 全国豊かな海づくり大会会場等整備事業【全国豊かな海づくり大会企画課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-87】	委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていない	◎	264

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	かった。		
【指摘事項-88】	契約書類を閲覧した結果、ひょうご豊かな海づくり協会から農林水産技術総合センターに対して、再委託により契約を締結した旨の事後報告が行われているのみであり、農林水産技術総合センターへの事前承認行為は行われていなかった。設計監理業務と改修業務については、いずれも委託契約書第9条において再委託の禁止が規定されており、事前承認がある場合に限り再委託が認められると考えられることから、ひょうご豊かな海づくり協会が実施した外部業者への再委託は委託契約書第9条に違反している。	◎	265
【意見-85】	農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。	◎	264
【意見-86】	ひょうご豊かな海づくり協会においては、今後、再委託を行う場合は、契約の相手先に事前承認を得た上で、再委託先と契約を締結すべきである。	◎	265
【意見-87】	栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務は、農林水産技術総合センターが自ら競争入札等を実施することが可能であった案件と考えられるため、今後は、外郭団体との契約を締結する必要性も含め、契約方法について慎重に判断すべきである。	◎	266

(25) **事業No.53 但馬水産事務所庁舎建替整備事業【水産課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-89】	但馬水産事務所が挙げた随意契約理由には、委託可能業者が兵庫県まちづくり技術センターしか存在しない、又は、委託業者は一定数存在するものの他の業者では実施出来ない理由が明確に記載されていない。さらには、随意契約の相手先が外郭団体であり信頼のある業者を理由としているが、外郭団体以外の業者であったとしても、契約業務について当然に守秘義務を負うものであるから、随意契約の理由としては不十分である。	◎	269
【意見-88】	随意契約を行うにあたっては、真に随意契約によらなければならないものであるかを民間活用の可能性も含め十分に検討した上で、合理的な理由を具体的かつ明瞭に随意契約理由書などで明らかにする必要がある。	◎	269

(26) **事業No.55 栽培漁業センター管理運営費【水産課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-90】	委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。	◎	271
【意見-89】	農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。	◎	271

(27) **事業No.57** 狩猟期シカ捕獲拡大事業【鳥獣対策課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-91】	朝来農林振興事務所では、捕獲した者の氏名・捕獲日・捕獲場所等を記載した看板が撮影されていない、又は、看板に捕獲した者の氏名が記載されていないにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【指摘事項-92】	加東農林振興事務所では、看板に捕獲した者の氏名が記載されていない、又は、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っているにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【指摘事項-93】	洲本農林水産振興事務所では、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っている、又は、切り取った尻尾が写真に写されていないものであるにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【意見-90】	県は、各狩猟者に対して、提出書類の要件について改めて注意喚起するとともに、書類について統一の様式を配布するなど、狩猟者の負担を避けつつ、形式的な不備を軽減させる工夫を行うべきである。		274

(28) **事業No.60** 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業【鳥獣対策課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-94】	兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業は、総事業費が約 35 億円という大規模な事業であるが、「施設の稼働率が低迷する恐れがある」、「収支がマイナスとなる見込みである」、「野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明である」という 3 つの難題を抱えている。	◎	283
【意見-91】	県は、様々な課題を抱えていることを常に意識し、単なる箱モノ行政に陥ることがなく、野生鳥獣による農林業被害額の縮減に繋がるように事業を推進し、その中で課題解決に向けた具体的な対応策を策定する必要がある。	◎	283